

---

## 自己点検・評価と第三者評価

---

本法務研究科は、平成17年4月に開校し、平成20年3月に第1期生が修了した。開校以来、本法科大学院の設置計画書にそいつつ、「法曹養成に特化した実践的な教育」を行うべく、みずからの教育実践を見直しながら、努力を重ねてきたところである。

他方、これまでの本法務研究科の教育実践については、本法務研究科に限るところではないが、第三者による「調査」や「評価」を受けている。

まず、大学設置・学校法人審議会による「設置計画履行状況調査」である。

この設置計画履行状況調査は、法科大学院の教育水準の維持・向上及びその主体的な改善・充実に資することを目的として、文部科学省令及び告示に基づき、文部科学省が、設置認可後、当該設定時における留意事項、学生の入学状況、教育課程の編成・運営状況、教員組織の整備状況その他の設置計画の履行状況について、法科大学院に報告が求められ、書面、面接又は実地により調査を受けるものである。

ついで、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、機構という。）による「認証評価（予備評価）」である。

学校教育法は、大学に対して、その教育研究水準の向上に資するため、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下、教育研究等という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することを規定し、さらに、同条第2項では、これに加えて、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、一定期間ごとに、認証評価機関による評価を受けるものとする（同法第99条の3第1項）。

法科大学院にあつては、大学全体に係る認証評価機関の認証評価のほか、当該法科大学院の設置の目的に照らし、当該法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、5年ごとに認証評価を受けることが求められている（同条第3項）。

本法務研究科は、この認証評価を「機構」に依頼することしたが、平成20年3月に初年度の入学生（3年課程）が修了することから、本評価に先だつて、教育活動等の改善に資するとともに、評価に対する習熟を高めるため、平成19年に、「予備評価」を受けることとした。その予備評価を受けるために、平成19年6月末に「自己評価書」を提出したが、書面審査を経て、同年12月6日と7日に、訪問調査が実施された。平成21年度には、本評価を受けることとなっている。

「機構」が法科大学院に対して実施する評価は、法科大学院が教育活動などの状況について「機構」が示す評価基準と自己評価実施要項に基づき自ら評価をし、この自己評価の結果を踏まえ、評価基準を充足しているかどうかを行うものである。評価の結果、すべての基準を満たしている場合に、評価基準に適合していると認め、当該法科大学院に対して適格認定を行い、その旨が公表される。

さらに、文部科学省の国立大学法人評価委員会の評価である。

国立大学法人は、国立大学法人法に基づき、中期目標期間における業務の実績について、文部科学省の国立大学法人評価委員会の評価を受けることになっている（国立大学法人法35条、独立行政法人通則法34条1項）。法人評価委員会は、この評価を行うにあつて、教育研究の状況についての評価の実施を独立行政法人大学評価・学位授与機構に対して要請し、その評価結果を尊重することとされており（同法34条2項）、機構は、この要請を受け、各国立大学法人の中間目標の期間における業務の実績のうち、教育研究の状況についての評価を実施して、その結果を法人評価委員会に提供するとともに、公表するものとされている。

本法科大学院の開校以来、以上のごとき第三者評価を受けるべく、膨大な報告書等を作成している。ここに掲

載する『平成19年度 静岡大学法科大学院自己点検・自己評価書』は、この予備評価を受ける前提として、「機構」の示す評価基準及び自己評価実施要項に基づき、本法務研究科が自ら行った自己評価とそれを作成した『自己評価書』（平成19年5月1日現在）のうち、評価基準に係る記述や図表など、さらに添付資料はすべて省略し、取り纏めたものである。したがって、その内容は、平成19年5月1日現在である。

いずれにしても、開校以来3年間の教育実践を踏まえてカリキュラムについても、これを見直したところであるが（平成20年度の3年課程の入学生から適用）、これまでなされた主な指摘は教育内容や方法のいっそうの改善であり、これを受け、いっそうの工夫・努力をすることとしたい。

## 目 次

- I 対象法科大学院の現況
- II 目的
- III 評価基準に基づく自己評価
  - 第1章 教育目的
  - 第2章 教育内容
  - 第3章 教育方法
  - 第4章 成績評価及び修了認定
  - 第5章 教育内容等の改善措置
  - 第6章 入学者選抜等
  - 第7章 学生の支援体制
  - 第8章 教員組織
  - 第9章 管理運営等
  - 第10章 施設、設備及び図書館等

## I 本法科大学院の現状

### 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名  
静岡大学大学院法務研究科法務専攻
- (2) 所在地  
静岡県静岡市駿河区大谷836
- (3) 学生数及び教員数  
学生数：93人（平成19年5月1日現在）  
教員数：20人（うち実務家教員6人）

## II 目的

### 1 地域社会の変容と法曹実務家に対する期待・要請

東京や大阪といった大規模都市圏について、380万人の県民を擁し、全国屈指の工業製品出荷高を誇る静岡経済圏にあっては、とりわけ浜松地域が典型であるが、地域企業が海外へ業務を展開し、これに伴ってヒト・モノ・情報が国境を越えて移動するなど、国際化がいつそう進展している。他方、市民生活においても、雇用形態の多様化、消費者取引の複雑化、さらに医療行為の高度化など、それに係わる専門的かつ複雑な法的事案・事件が増大している。また、地方分権の進展や静岡市や浜松市が政令指定都市として誕生したことにも象徴されるように、地域行政においても行政事務が拡大・複雑化するなど地域社会の変容が顕著になるにつれ、これに対応することのできる、量的（現在、弁護士だけで200名を超えたが、訴訟件数に比して不足している）のみならず、質的にもより高度な法務の専門家（法曹実務家）が必要とされるようになってきている。

このように大きく変容しつつある地域社会を担う法務の専門家には、基本的な法務の能力・力量のみならず、豊かな人間性や感受性、社会や人間関係に対する洞察力を備えつつ、十分な職業倫理を身につけ、人権感覚、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の資質に加えて、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野、さらには語学力等の多様な能力などがいつそう求められている。

### 2 伝統と実績を受け継ぎ発展させる本法務研究科

本法務研究科の母体であった人文学部法学科は、前身の文理学部及び人文学部法経学科以来、今日まで80名を超える法曹実務家を地元静岡県のみならず全国に輩出してきた。新しい法曹養成に特化した教育機関である法科大学院の時代にあって、こうした伝統と実績をさらに発展・強化させることが期待されている。

### 3 本法務研究科の教育上の理念・目的

本法務研究科は、こうした期待・要請に応えるべく、多様な資質・経験を有する人材を積極的に受け入れ、静岡県弁護士会はもとより、地方自治体や地域企業など地域社会と連携しつつ、国際化する、静岡県域がその典型である都市型地域社会において生じる地域特性的な案件にも対応し得る法務の力量を備えた、地域社会を担う法曹実務家を養成し、地域に貢献することを目指している。

もとよりこれは、静岡県という地域にその活動を限定した法曹実務家を養成するということではなく、“Think globally, act locally” という標語に示されるように、地域で立派に働ける法曹実務家は、まずもってどこの地域においても通用する普遍的な能力をもった法曹実務家でなければならないということを意味する。それが本研究科の教育上の理念・目的である。

#### 4 本法務研究科が養成を目指す法曹実務家像

そこで、本法務研究は、具体的には、① 地域企業の法務、とりわけ国際化する地域の特性ともいべき中国関連法務にも通じた法務の専門家と、② 地域住民の生活に関する法務はもとより、とりわけ国際化する地域の特性ともいべき在住外国人の経済生活や家族などの法務にも通じた法務の専門家の養成を目指すものとしている。

そのため、静岡県弁護士会との協力関係のもと、地域の優れた人材を多数非常勤講師として招くとともに、地域特性に係る授業科目として、「中国法務事情」、「中国民法」、「中国企業法」や「在住外国人と法」などを開講している。

### Ⅲ 評価基準に基づく自己評価

#### 第1章 教育目的

##### I 基準ごとの分析

###### 1-1 教育目的

###### 1-1-1 体系的な理論的・実践的な教育の実施と成績評価

本法務研究科は、静岡県域がその典型である大都市圏域につぐ中核都市型地域社会が変容することもない生じる新たな法曹実務家への要請に応えるべく、多様な資質・経験を有する人材を積極的に受け入れ、地域特性的な案件にも対応し得る法務の力量を備えた、地域社会を担う法曹実務家を、地域社会と連携しつつ養成し、もって地域に貢献することを目指している。

このために、つぎのような教育体系を組んでいる。

・法律基本科目群	┌ 公法系 ├ 民事法系 └ 刑事法系	基本的能力の涵養
・実務基礎科目群		実務的能力の涵養
・基礎法学・隣接科目群		
・展開・先端科目群	┌ 市民生活・公共法務関連科目群	応用能力の涵養
	├ 企業法務関連科目群	
	└ 地域国際化対応科目群	
	┌ 中国法務関連科目 └ 在住外国人法務関連科目	地域特性対応能力の涵養

法律基本科目群や実務基礎科目群は、基礎法学・隣接科目群とあわせ、将来の法曹としての理論的・実務的な基礎的能力、学識の涵養を図るものである。他方、展開・先端科目群の柱となる、①市民生活・公共法務関連科目群には、地域住民に係る法務と、地域自治体に係る法務に関連する授業科目を、②企業法務関連科目群には、地域企業に係る法務に関連する授業科目を配置し、かかる法務の能力を獲得させ、他方、③地域国際化対応科目群では、とくに本法務研究科が立地する静岡圏域の地域特性に係る授業科目を配置している。

地域社会の要請にも対応しうよう、例えば、エクスターンシップについては、地域の法律事務所のみならず、国際的に業務展開する地域民間企業や地方自治体なども派遣先とし、非常勤講師の派遣など静岡県弁護士会の協力をあおぐなど、地域と連携し、地域から学ぶことが可能となる体制をとっている。

そして、こうした将来の法曹としての能力を涵養するために、法学を専門的かつ体系的に学修したことのない法学未修者を対象とする3年課程にあつては、基礎から応用へ、実体法から手続法、理論から実務へと段階的に学修を進め、確実な理解ができるような段階的な教育体系としている。

そして、授業科目の履修及び成績評価の方法にあつては、法律基本科目を構成する4単位の授業科目の場合、最終（期末）試験のみならず、授業期間の半ばに、中間試験を実施し、理解度をチェックする体制としている。さらに、最終試験については、授業期間終了後に1週間ほどの準備期間をおき、試験時間については、2時間から3時間の、比較的長い時間を設定して、学生の学力を十分に発揮させるとともに、できるだけ正確に判定することができるようにしている。

また、過剰履修登録を防止するため、学年ごとの履修制限（1年次及び2年次は、36単位、3年次は44単位）を設けるとともに、基礎的な科目について学力が不足している者については、2年次への進級制限（1年次配当の法律基本科目30単位のうち24単位の履修）をおくことによって、厳格な成績評価を行ってきた。

その結果としての学業成績をみると、1年次に履修すべき31単位（すべて必修科目）につき、修得単位不足の学生は、平成17年度においては、4単位の者が5名、6単位の者が3名、12単位の者が1名、14単位の者が1名であり、平成18年度においては、2単位の者が2名、4単位の者が7名、8単位の者が1名、16単位の者が2名、20単位の者が1名、26単位の者が1名である。

また、2年次へ進級できなかった者は、平成17年度1年次生には31名のうち2名、平成18年度1年次生には35名（退学者2名、休学者1名を除く）のうち5名である。

なお、本法務研究科は、平成17年度に設置されたため、現在のところ修了生はいない。

### 1-1-2 養成を目指す法曹像と教育課程

本法務研究科の教育の理念・目的は、地域社会の変容に基づく法曹実務家への要請に応えるべく、多様な資質・経験を有する人材を積極的に受け入れ、静岡県域がその典型である中核都市型地域社会において生じる地域特性的な案件にも対応し得る法務の力量を備えた、地域社会を担う法曹実務家を、地域社会と連携しつつ養成し、地域に貢献することにある。

そこで、本法務研究科がその養成を目指す法曹実務家とは、具体的には、①地域企業の法務はもとより、国際化する静岡県域の特性ともいふべき中国関連法務に通じた法曹実務家と、②地域の市民生活に関する法務はもとより、国際化する静岡県域の特性ともいふべき在住外国人の経済生活、家族などの法務にも通じた法曹実務家である。

そこで、こうした法曹実務家を育てるために、次のような教育課程を組んでいる。

- (1) 多様な資質・経験を有する人材を積極的に受け入れることができる3年課程（法学未修者）を中核とする（入学定員30名のうち、20名以上とする。）。

その結果、出身学部・学科別での入学者をみると、法学以外の文系が、平成17年度には、32.3%、平成18年度には、19.5%、平成19年度には、30.8%となっている。ただ、理系が、平成17年度には、16.1%、平成18年度には、12.2%、平成19年度には、3.8%と、減少傾向にある。

他方、年齢構成をみると、30歳代以上は、平成17年度には、22.6%、平成18年度には、24.4%、平成19年度には、26.9%となっており、20%台を維持している。

- (2) 静岡県弁護士会等との協力関係や、地域の優れた人材等を多数非常勤講師として展開・先端科目群に属する授業科目の担当者として招くなど地域から学ぶ教育体制としている。

とくに、展開・先端科目に係る授業科目（平成19年度開講）のうち、静岡県弁護士会に所属する弁護士が非常勤講師として担当する授業科目は、「消費者取引と法」（履修申告19名）、「銀行法務研究」（履修申告18名）、「倒産法」（履修申告24名）、「知的財産法」（履修申告16名）、「在住外国人と法」（履修申告21名）であり、公証人（元家裁裁判官）が担当する授業科目として、「家事実務演習」（履修申告17名）がある。いずれの授業科目も多数の学生が履修をし、もしくは履修申告をしている。

また、エクスターンシップにあっても、静岡県の法律事務所の他に、民間企業（ヤマハ、スズキ、ヤマハ発動機、静岡銀行）や地方自治体（静岡県、静岡市）が、受け入れ先としての協力体制をとっている。

その他、課外活動ではあるが、地域貢献と地域から学ぶ観点から、ライフサポートしずおかと連携・協力し、弁護士教員による無料法律相談を実施し、これに学生を3～4名を一組として陪席させ、生の法律問題に接する機会を提供している。平成19年3月12日（月）に第1回を実施し、10名の学生が参加し、第2回は、同年6月28日（木）に実施する。

また、地域に学ぶという観点から、本法務研究科及び人文学部法学科の民事法系教員と地域の企業法務関係者・弁護士等とが組織する静岡民事法研究会の開催（年3～4回開催）を学生にも案内し、地域で活躍する専門家の報告を聞く機会を提供している。毎回10以上の学生が参加している。

（3）展開・先端科目群を「市民生活・公共法務関連科目群」と「企業法務関連科目群」とに、そしていずれにも関わりを有する「地域国際化対応科目群」に類別し、「地域国際化対応科目群」は、2年次に配置する「中国法務事情」、2年次と3年次との隔年開講である「中国民法」と「中国企業法」などの中国関連科目と3年次に配置される「在住外国人と法」の在住外国人法務関連科目から構成し、地域特性に係る授業科目を配置している。

また、将来目指す法曹実務家像に必要と思われる授業科目の履修については、学生の授業科目選択に供するため、つぎのような履修モデル、すなわち、①企業法務を専門とする法曹実務家、②中国法制に通じた法曹実務家、③家事事件を専門とする法曹実務家、④労働問題に精通した法曹実務家を目指す場合の履修モデルを『法科大学院便覧』に示している。

なお、静岡県域における地域特性に係る案件である中国法制及び在住外国人に係る案件に対応しうる法曹実務家の養成に係る授業科目、とくに「在住外国人と法」の教材の作成・使用は、平成17年度から2年にわたる新潟大学及び北海学園大学の法科大学院との共同で行った専門職大学院等形成支援経費による「地域の国際化に対応する教育プログラム開発」事業の成果である。

この事業では、各共同参加した法科大学院での全体研究会において、その立地する地域における「外なる国際化」と「内なる国際化」に係る法務需要及びその典型的特質を抽出するとともに、各地域との人的・経済的交流の、とくにアジア地域の相手国の法制度・法文化の調査・研究といった準備・基礎作業と2回の国際シンポジウムを開催し、この成果を踏まえたうえで、「在住外国人と法」の教材内容を組み立てた。

また、同科目の担当者は、日系ブラジル人が集住する浜松市の弁護士（非常勤講師）が中核となり、本法務研究科や法学科の教員（弁護士教員、憲法、行政法、労働法、社会保障法、国際法）が参画し、さらにはゲストスピーカーとして渉外案件に精通した行政書士も加わったオムニバス形式をもって、平成19年4月から3年次配当（3年課程）の授業科目として授業を行っている。学生の関心も高く、20名を超える学生が受講している。

他方、中国法務関連科目に関しては、本法務研究科に中国法を専攻する教員がいないため、「在住外国人と法」の場合のような取り組みには至っていない。

しかし、前記の事業に基づく第1回の国際シンポジウムには、「中国民法」を担当する中国・浙江大学法学院の二教員（王冠璽と朱 擘）と「中国企業法」を担当する張 紅岡山大学教授にシンポジストとして参画していただいた。

なお、平成18年度に開講した2年次配当の「中国法務事情」には、単位履修者2名、「中国民法」には、単位履修者3名という結果であったが（これは、2年次における履修制限との関係で、選択科目を履修できる枠が少

なく、また、3年次生がいなかったことにもよる。) 、平成19年度に開講予定の、「中国法務事情」には、20名の、「中国企業法」には、16名の履修申告があり、これらの授業科目ならびに法務に対して関心を持つ学生が増大したという事実からも一定の成果が挙っている。

## II 特色ある取り組み・改善点など

### 1 特色ある取り組み

東京や大阪といった大都市経済圏につぐ人口及び経済力を擁する静岡県域という、教育環境としても恵まれた地に立脚する法科大学院として、かかる地域社会を担う法務の専門家という具体的な法曹実務家像を描きつつ、地域社会と連携し、地域から学ぶという教育理念・目的を措定し、そのための教育体制をとっていることである。

特色ある取り組みとして、

(1) 地域特性に係る授業科目として、企業法務に関係する「中国法務事情」、「中国民法」、「中国企業法」と併せ、市民法務に広汎に関係する「在住外国人と法」を用意していることである。

とくに「在住外国人と法」は、平成17年度から2年にわたる新潟大学及び北海学園大学の法科大学院との共同で行った法科大学院形成支援プログラム「地域の国際化に対応する教育プログラム開発」事業による成果として教材開発を行い、平成19年4月から、教育実践に移っているが、20名を超える学生が受講している。

(2) 展開・先端科目群に属する授業科目について、弁護士・公証人など地域の優れた人材を非常勤講師として招く一方、リーガルクリニックとともに選択必修科目であるエクスターンシップについては、地域の法律事務所はもとより民間企業や地方自治体を受け入れ先とするなど地域との連携を密にして法曹教育への取り組みを行っている。

(3) 地域貢献と地域に学ぶ観点から、「ライフサポートしずおか」と連携・協力し、弁護士教員による無料法律相談を実施し、これに学生を陪席させ、課外教育の一環としている。平成19年3月12日(月)に第1回を行い、第2回は、同年6月28日(木)に開催する。

(4) 本法務研究科と人文学部法学科の民事法系教員と地域の企業法務関係者等とが組織する静岡民事法研究会の開催(年3~4回開催)を学生にも案内し、地域で活躍する専門家の報告を聞く機会を提供している。毎回10名以上の学生が参加している。

### 2 改善を要する点

中国関連法務の担当者について、静岡大学との姉妹校提携をしている中国・浙江大学法学院のスタッフの応援を得ているとはいえ、自立的に専任教員をあてることができていないことである。

本法務研究科の教員数は、最終的には22名となるが、協力関係にある本学人文学部法学科の法学系の教員数が少ないこともあり、現段階では、中国法を専攻する教員を採用することが困難な状況にある。専任の教員を採用することが、今後の主要な検討・改善点である。

## 第2章 教育内容

### I 基準ごとの分析

#### 2-1 教育内容

## 2-1-1 教育課程の編成

### 1 学部（人文学部法学科）での法学・政治学教育と本法学研究科での法学教育との関係

従前、政治学を含む法学教育を行ってきた人文学部法学科（とくに昼間コース）においては、法曹養成を意識しつつ（あるいは司法試験の受験をも念頭において）基礎的な法学教育を担うことを前提とした、いわば基本六法中心の法学教育体系を採用してきた。しかし、法曹養成を目的とする法科大学院の創設により、学部レベルではこれを切り離し、学部卒業後に公務員や民間企業を目指すという学生の進路を踏まえた目的意識的な教育に切り替えて、法学・政治学に係る基礎的な専門的能力の確実な修得を実現すべく、法学科のカリキュラムを大幅に改革した。

#### (1) カリキュラム改革の基本方針

法科大学院の創設に伴う法学科での法学・政治学教育の改革の基本方針として、

- ① 高校教育との接続、大学教育への導入をいっそう重視し、基礎から応用へと明確かつ段階的な授業展開を徹底する。
- ② 修得すべき科目・内容を基礎的なものに厳選し、過剰な授業の履修を抑制し、確実な理解を得させる。応用的な科目については、進路との関係で履修を指導する。
- ③ 的確な現状分析・問題発見能力・問題解決能力の育成をするような授業科目・内容とする。このことから少人数教育を重視する。
- ④ 国・地方自治体職員を進路として考える学生のために体系的な職業教育を行う。

#### (2) カリキュラムの特色

##### ① 基礎から応用への体系的・段階的に行う法学・政治学教育のプログラム

1年次には、高校教育との接続と大学での法学・政治学を学ぶ上で必要な基礎的な知識の習得と、「読む」、「書く」、「発表する」、「調べる」、「討論する」といった基礎的な学力育成を軸とした授業科目を配置する。そのために、少人数・演習形式の授業科目として、前期に「新入生セミナー」（共通教育）、後期に、「基礎演習」を配置する。そして、3・4年次での応用的な専門科目の学習への準備として、引き続き基礎的な専門科目を配置する。

他方、「専門演習Ⅰ」を2年次より開講し、早い段階から少人数教育での教育により、将来の職業選択のための問題意識の涵養も図りつつ、問題発見能力・問題解決能力などの基礎的な専門能力の修得を目指す。

##### ② 国際化や情報化に対応する授業科目の配置

「国際化」に係る授業科目として2年次に「国際法」（前期・4単位）と「国際政治」（後期・4単位）を配置し、「情報化」に係る授業科目として1年次に「社会情報処理論」（2単位）を配置する。

##### ③ 応用的な専門知識の確実な修得と進路に応じた知識の修得

3～4年次で開講される専門科目では、応用的な専門知識を広く確実に修得することを目標とし、同時に、法科大学院進学や法律専門職資格の取得にも配慮した展開・応用的な授業科目として、法律系特殊講義と行政系特殊講義を開講し、かかる進路を希望する学生のニーズに応える。

##### ④ 法学・政治学の隣接領域の学習による多角的な知見・分析視覚の修得

政策系科目であれば、経済学科において開講されている「経済政策」、「公共政策」、「環境政策」、「財政学」、「地方財政論」、「住宅政策」、「社会政策」といった科目を目的意識的に履修させ、多角的なものを見方を修得させる。

##### ⑤ 4年一貫の少人数教育の維持・発展

演習形式の少人数教育をより徹底し、4年間を通じて少人数の演習を配置する。1年次前期には「新入セミナー」（共通教育）を、続けて後期には「基礎演習」を配置する。また、2年次で「専門演習」、3年次で「専門演習Ⅱ」を設置し、専門教育の中核的役割を担わせる。4年次の演習は「専門演習Ⅲ」とし、個別



指導を通じて4年間の学習の統合を図る。

#### ⑥ 公務員志望者のための職業教育の導入

とくに地方公務員は、法学科の確固たる進路実績を誇るのみならず、学生の進路希望先として根強いものがある。そこで、問題解決能力をもったジェネラリストを育成し、公務労働の中核を担う人材育成に目的意識的に取り組む。そのため、地方自治体でのインターンシップ、これに接続する科目として、公務労働の現状や地方自治体の現代的な責務等を学習する科目として、2年後期に「公務労働の世界」、3年次後期に「地方自治論」を配置する。

こうした法科大学院創設に伴う法学科における法学・政治学教育の改革とは別に、人文学部という人文社会科学系の総合学部としての利点を生かすべく「学部共通専門科目」に配置された科目から4科目8単位を選択必修とする。

## 2 基本とする3年課程の教育課程

以上に述べた学部における法学・政治学教育とは異なり、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関である法科大学院の教育課程にあつて、本法務研究科は、とりわけ多様な資質・経験を有する人材を法曹実務家として育成することを教育目的とし、法学を専門的かつ体系的に学修したことのない法学未修者を対象とする3年課程（3年標準型）を基本とする教育課程とし、その募集人員は、これを定員30名のうち、20名以上としている。

そのため、3年課程における授業科目は、4つの科目群から編成し、段階的かつ体系的に、着実に理解を深めながら学修を進めることができるよう工夫している。

そして、「3年課程」に入学する学生には、法学既修者認定試験実施の2日間、法学の学び方・基本的な知識などを理解させる事前学習ガイダンス（計8時間程度）を行い、入学後における学修の一助としている。

- ・法律基本科目群
  - 公法系
  - 民事法系
  - 刑事法系
- ・実務基礎科目群
- ・基礎法学・隣接科目群
- ・展開・先端科目群
  - 市民生活・公共法務関連科目群
  - 企業法務関連科目群
  - 地域国際化対応科目群
    - 中国法務関連科目
    - 在住外国人法務関連科目

3年課程の1年次には、法学を初めて学ぶ学生を対象とし、法曹としての基本的な専門的知識・能力を修得させるものの、理論に重点をおいた憲法、刑法、民法、民事訴訟法、刑事訴訟法といった法律基本科目を配置している。

2年次には、実務家教員が担当する実務基礎科目とともに、研究者教員と実務家教員が共同で授業を担当し、1年次の法律基本科目の理解を確実にし、理論と実務、実体法と手続（訴訟）法とを架橋することを目指した公法、民事法、刑事法の各総合演習を配置している。

3年次には、本格的に理論から実務へと展開し、仕上げをするため、裁判官と検察官が担当する授業科目、民事と刑事の各実務基礎を配置し、司法修習へと繋ぐこととしている。

他方、2・3年次には、法曹実務家としての、企業法務関連と市民生活・公共法務関連の専門的かつ実務的・実践的な能力を高める授業科目（展開・先端科目）を配置するとともに、国際的視野や法の歴史、外国法を見る目や法制度に関する深い洞察力を養う基礎法学等に関する授業科目を展開している。

展開・先端科目群に配置されている授業科目についても、家事实務演習、労働裁判と法、消費者取引と法、銀行法務研究、倒産法、知的財産法など、授業科目の性質によっては実務色を強め、研究者教員ではなく元裁判官や弁護士などに担当を依頼している。

そして、2年次と3年次に、法曹としての責任感及び倫理観を涵養する職業倫理Ⅰ（必修・2単位）及び職業倫理Ⅱ（選択・2単位）を配置するとともに、2年次及び3年次には、エクスターンシップ及びリーガルクリニック（選択必修）を履修させることにより、理論と実務の架橋のみならず、法律専門職能たる法曹としての自覚をもたせるようにしている。

### 3 2年課程の教育課程

なお、法学系学部・学科において法学を専門的かつ体系的に学修した者であって法学既修者認定試験を合格した者にあつては、法学既修者として、3年課程の1年次に配置してある法律基本科目群に該当する科目については、これを履修したものとみなし、修業年限を2年に短縮する2年課程（2年短縮型）を置いている。募集人員は、入学定員30名のうち、10名以下である。

既修者認定試験は、3年課程の1年次に配当されている憲法、民法、刑法、民事訴訟法、そして刑事訴訟法（合計30単位）といった法律基本科目について本法務研究科の試験に合格するに足りる、すなわち2年次に進級する学力と同等の学力が備わっていることを判定するのが目的である。

2年課程の教育課程は、3年課程の2年次以降、その教育課程と同じくする。

#### 2-1-2 4つの授業科目群

3年課程において配置している授業科目は、これをつぎの4つの科目群に編成している。

##### 1 法律基本科目群

1年次に配置される憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法と2年次に配置される行政法、商法の授業科目は、法曹実務家としての能力、すなわち法的知識の獲得、論理的思考力、事例解析力、法解釈・適用能力、表現力などを育成するもつとも基本的な法律科目である。内容は、理論的・体系的な側面が強いが、判例や事例を教材とし、具体的な問題の解決を考えさせながら理解を深めさせる、という実践的な教育内容と方法をとる。

2年次には、公法、民事法、刑事法に係る総合演習が配置され、これらの総合演習は、実務的な観点を組み込んだ事例・判例を教材とし、議論をしながら進める事例方式の授業を行う。1・2年次に学んだ基本的な法律科目の理解を確実に定着させるとともに、理論と実務、実体法と手続（訴訟）法の架橋を目指すものである。

そのため、とくに総合民事法演習と総合刑事法演習については、研究者教員と実務家教員とが教材作成から授業をともにする共同授業方式をとっている。この総合演習では、3年課程の学生が2年課程の学生とともに学ぶことになる。

##### 2 実務基礎科目群

法律実務基礎科目に相当し、法曹実務家としての情報処理、研究・調査方法を学ぶ法情報調査や職業倫理、ロイヤリング、リーガルクリニック、エクスターンシップなど、法曹実務家にとって不可欠の実務的能力や資質を養う授業科目である。1年次から3年次にかけて配置される。

ロイヤリングは、面接・相談、事実の把握・法的分析、証拠収集、問題解決手段の選択、合意文書作成など法律実務家としての技能と姿勢の基礎を修得させる授業科目である。リーガルクリニックは、実際に生じた事件を

教材とすることにより、理論をベースとしつつ実践的能力を養成するものである。エクスターンシップでは、法律事務所、地方自治体、それに民間企業などでの実務研修を核とし、実際（現場）の法務を学ぶことにより、当該事件に係わる理論や制度への理解や分析を深め、またリーガルクリニックと同じく守秘義務といった職業倫理にも触れるなど法曹実務家としての資質を養うことを目指すものである。

3年次に配置される民事と刑事の各実務基礎では、派遣の現職裁判官及び現職検察官が支援の研究者教員とともに担当し、理論から実務へと本格的に展開し、将来の司法研修所での研修へと繋ぐものである。

### 3 基礎法学・隣接科目群

基礎法学・隣接科目は、実務的・実践的な法律科目あるいは教育内容に加え、とくに国際的視野を深める法文化・外国法制とともに日本の法文化・法史を扱い、社会・法制度に関する深い洞察力や学識を養うための授業科目である。

### 4 展開・先端科目群

地域社会を担う法曹実務家、すなわち市民生活・公共関連の法務に通じた法曹実務家、及び企業関連の法務に通じた法曹実務家の専門的能力を高める授業科目と、さらに各々に対し、地域特性に係る案件を処理する専門的能力を養うための授業科目である。

#### (1) 市民生活・公共関連法務科目群

家族、労働、福祉、住環境、消費、犯罪など複雑化・多様化する市民生活に係わり地域住民の命と暮らしを守るという観点から、かかる法的ニーズに対応できる専門的能力の育成を目的とした授業科目である。

#### (2) 企業法務関連科目群

海外取引・生産やベンチャービジネスを展開している中堅企業の国際化・高度専門化する法務に対応できる基礎的能力を養うことに関連の深い授業科目である。

#### (3) 地域国際化対応科目群

国際取引等に係るベーシックな授業科目を配置し、企業の国際戦略に欠かせない知的財産法とあわせ、地域特性に配慮した、中国への事業展開等に伴う法的諸問題に対応できるように基礎的な中国法制についての知識等を修得させる中国法務関連授業科目（中国法務事情、中国民法、中国企業法）と地域の国際化に対応する在住外国人に係る法務の能力を修得することを目的とする在住外国人法務関連授業科目（在住外国人と法）を配置している。

この科目群は、とくに静岡県域における地域特性に係る案件、とくに中国法制及び在住外国人に係る案件に対応する法曹実務家の養成を目指す授業科目である。

「在住外国人と法」の担当者は、日系ブラジル人が集住する浜松市の弁護士（非常勤講師）が中核となり、法科大学院や法学科の教員（弁護士教員、憲法、行政法、労働法、社会保障法、国際法）が参画し、さらにはゲストスピーカーとしての渉外案件に精通した行政書士も加わったオムニバス形式をもって、平成19年4月から3年次配当（3年課程）の授業科目として授業を行っている。20名を超える学生が受講している。

### 2-1-3 単位の適切な修得と段階的履修への配慮

本法務研究科の教育課程は、4つの授業科目群から編成され、各授業科目は、基礎から応用へ、理論から実務へと段階的かつ体系的に編成し、専門的な法知識について着実に理解を深めながら学修を進めることができるよう、3年の修業年限の間、各年次にわたって適切に配置している。

#### 1 法律基本科目等の開講科目・単位数

##### (1) 法律基本科目

法律基本科目は、すべて必修科目であるが、授業科目名と単位数は、

- (a) 公法系科目について、憲法（4単位）、行政法（4単位）、総合公法演習（4単位）の計12単位、
- (b) 民事系科目について、民法Ⅰ（契約法・4単位）、民法Ⅱ（不法行為法・2単位）、民法Ⅲ（金融取引法・4単位）、民法Ⅳ（不動産法・2単位）、商法（会社法・4単位）、民事訴訟法（4単位）、総合民事法演習Ⅰ（4単位）、総合民事法演習Ⅱ（4単位）、総合民事法演習Ⅲ（2単位）の計30単位、
- (c) 刑事系科目について、刑法Ⅰ（4単位）、刑法Ⅱ（2単位）、刑事訴訟法（4単位）、総合刑事法演習（4単位）の計14単位である。

## (2) 実務基礎科目

実務基礎科目に属する授業科目名と単位数として

- (a) 法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容である「職業倫理Ⅰ」（2単位）、要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎である「民事実務基礎」（2単位）、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎である「刑事実務基礎」（2単位）の計3科目は、必修科目である。
- (b) その他、法令、判例及び学説等の検索、ならびに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる「法情報調査」（1単位）と依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADRの理論と実務をロールプレイをも取り入れて学び、実務の初歩的な基本技能を修得させる「ロイヤリング」（2単位）は、必修科目である。さらに、弁護士教員の指導監督のもと、法律相談、事件内容の予備的聞き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的な生の事件に即して学ばせる「リーガルクリニック」と法律事務所、企業法務部、地方自治体の法務部門等で行う実務研修である「エクスターンシップ」（各2単位）が選択必修科目である。

なお、模擬裁判に関する独立の授業科目と公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目及びその他の専門的訴訟領域の実務に関する授業科目これを設けていない。

## (3) 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目には、国際的視野や法の歴史、外国法を見る目や法制度に関する深い洞察力を養う基礎法学等に関する「比較法文化論」（4単位）、「日本の法文化」（2単位）、「アメリカの法文化」（2単位）、法社会学Ⅰ（2単位）、法社会学Ⅱ（2単位）、職業倫理Ⅱ（2単位）の6科目を用意し、4単位以上を選択必修としている。

## (4) 展開・先端科目

本法務研究科がその養成を目指す法曹実務家とは、具体的には、①地域企業の法務はもとより、国際化する静岡地域の特性ともいふべき中国関連法務に通じた法曹実務家と、②地域の市民生活に関する法務はもとより、国際化する静岡地域の特性ともいふべき在住外国人の経済生活、家族などの法務にも通じた法曹実務家である。

この養成を目指す法曹実務家像を踏まえ、展開・先端科目に属する授業科目は、これを市民生活・公共法務関連科目（家族法Ⅰ、家族法Ⅱ、家事実務演習、労働法、労働裁判と法、市民生活と税法、社会保障法、消費者取引と法、環境と法、ジェンダーと法、子どもの人権と法、犯罪被害者と法、誤判事例研究、地方自治法の14科目）と企業法務関連科目（商取引法、保険法、金融商品取引法、銀行法務研究、企業法務と税法、倒産法、企業労務と労働法、経済法の8科目）に類別し、併せて、いずれにも係る地域国際化対応科目（知的財産法、国際法、国際私法、中国法務事情、中国企業法、中国民法、在住外国人と法の7科目）の3分野とし、このうち、2単位につき必修（家族法Ⅰ（親族法））とし、26単位（2単位もので、13科目）以上を選択としている。

## 2 授業科目の段階的な年次配当

### (1) 1年次開講授業科目

1年次には、理論に重点をおいた憲法、刑法、民法、民事訴訟法、刑事訴訟法など「法律基本科目」と「実務

基礎科目」として、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる法情報調査を配置している。すべて必修科目であり、合計31単位となり、修了要件99単位の約三分の一である。

## (2) 2年次開講授業科目

2年次には、1年次に学修した法律基本科目の理解を確実にし、理論と実務、実体法と手続（訴訟）法とを架橋する公法、民事法、刑事法の各総合演習、さらに行政法や商法（会社法）といった「法律基本科目」を配置している。

この法律基本科目については、いずれも必修科目であり、内訳は、公法系が8単位、民事系科目が14単位、そして刑事系科目が4単位である。

これとともに、職業倫理Ⅰやロイヤリング、そしてエクスターンシップといった実務に係る科目を配置している。エクスターンシップは、3年次配当のリーガルクリニックとのうちから選択必修とし、実務実習関連を重視している。

他方、法曹実務家としての、企業法務関連と市民生活・公共法務関連の専門的かつ実務的・実践的な能力を高める授業科目である「展開・先端科目」や国際的視野や法の歴史、外国法を見る目や法制度に関する深い洞察力を養う基礎法学等に関する「基礎法学・隣接科目群」の一部も展開している。もともと、2年次の履修制限が36単位であり、必修科目が合計32単位あるので、選択できるのは4単位分の授業科目に限られる。

3年次にも配当される「基礎法学・隣接科目群」については、4単位が選択履修されなければならない。

## (3) 3年次開講授業科目

3年次には、本格的に学修を理論から実務へと展開し、仕上げをして、司法修習へと繋ぐことを目指すものとして「実務基礎科目」として位置づけている各2単位の必修科目である民事実務基礎と刑事実務基礎を配置している。

他方、法曹実務家としての、企業法務（企業法務関連科目）と市民生活・公共法務（市民生活・公共法務関連科目）の専門的かつ実務的・実践的な能力を高め、また地域の国際化に対応する能力を涵養する（地域国際化対応科目）授業科目から成る「展開・先端科目」を本格的に展開する。これらの授業科目のうち、必修科目である家族法Ⅰを除き、26単位を選択履修しなければならない。

また、これと併せて国際的視野や法の歴史、外国法を見る目や法制度に関する深い洞察力を養う基礎法学等に関する「基礎法学・隣接科目」も配置している。

## 2-1-4 単位の実質化

### 1 各授業時間の授業期間

本法務研究科の授業科目は、半期（前期または後期）において完結することを原則とし（いわゆるセメスター制度）、そのうえで、各授業科目は、1回の講義時間を90分とし（これを2時間とする）、最終（期末）試験を含め、週2回で15週（30回、60時間）にわたる授業科目について、これを4単位とし、週1回で15週（15回、30時間）にわたる授業科目について、これを2単位としている。

なお、「法情報調査」（1単位）については、その内容が、法学を学ぶ上で必要な判例等の法情報の調査・分析に関する技法を修得させることにあるため、3年課程の1年次の授業開始直後から、週3回、5週（15週）で完結させている。

また、非常勤講師による集中講義においては、5日間とし、1日の授業を3時限（コマ、6時間）に抑えることで、授業以外での学修時間の確保に努めている。別途の期日を設ける試験を含め15週となる。平成19年度の集中講義（いずれも2単位の授業科目）の実施計画（試験日は未定）は次の通りである。

- ・中国法務事情 8月23, 24日、27～29日
- ・労働裁判と法 8月20日～8月24日

- ・国際私法 8月27日～8月31日
- ・中国企業法 9月25日～9月29日
- ・商取引法 12月17日～12月21日
- ・ジェンダーと法 1月6日～1月10日

したがって、「各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする」大学設置基準第23条本文に適合している。

他方、平成18年度から始まったエクスターンシップ（2単位）においては、実務実習期間を5日間とするが、1日平均6時間程度とすると30時間となり、「教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる」とする第23条但し書きに適合する。

なお、授業が休講になった場合に、所定の時間を確保するために行う補講は、当該学期において調整が可能な時間帯に、これを行っている。

## 2 1年間の授業単位

本法務研究科では、1年間の授業を行う期間は、前期と後期とで編成される。

平成19年度であれば、前期は、4月9日（月）～7月18日（水）の14週、授業が実施され、授業終了後1週間の試験準備期間をおき、その後、5～10日間の最終（期末）試験期間となる。後期については、10月1日（月）～12月17日（月）と翌1月11日（金）～2月4日（月）の14週、授業が行われ、前期と同様に、授業終了後1週間の試験準備期間をおき、その後、5～10日間の最終（期末）試験期間となる。

いずれにあっても、年度初めのガイダンスや再試験や追試験なども実施され、「一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたるとすることを原則とする」大学設置基準第22条に適合する。

## 3 各授業科目の単位数

本法務研究科においては、各授業科目の単位数については、大学設置基準第21条に従って、1単位の授業科目にあつては、授業時間を含めて、45時間の学修を必要とする内容をもって構成している。

そこで、4単位の授業科目であれば、180時間、2単位の授業時間であれば、90時間の学修を必要とすることになる。これが、本法務研究科の授業時間割の上においても充たされている。

まず、1週間当たりの履修すべき授業科目数は、本法務研究科の履修制限（キャップ制）の関係上、1年次及び2年次については、36単位、3年次については、44単位である。1年次に履修すべき単位数は31単位であるから、2年次に36単位を履修すると、3年次には、32単位を履修すれば修了要件をみたすことになる。

そこで、2年次を例にとると、2単位の授業科目であれば、18科目、したがって、半期では、平均すると9科目である。2単位の授業科目についてみると、90時間の学修時間が必要であるから1週（90時間÷15）あたりに換算すると、授業時間も含めて6時間である。9科目に必要な学修時間は45時間（6時間×9）である。他方、本法務研究科の1週間あたりの授業時間を含む学修時間は、1日5時限であり、週5日の授業（2時間×5時限×5日）50時間である。

以上のことから、授業時間以外に予復習などの学業に必要な時間が確保されている。

## II 特色ある取り組み・改善点など

### 1 特色ある取り組み

本法務研究科の教育課程については、3年課程（標準型）を中心に据え、3年の修業年限を念頭に、基礎（法律基本科目）から応用（展開・先端科目）へ、理論から実務へと段階的かつ体系的に編成し、専門的な法知識に

ついて着実に理解を深めながら学修を進めることができるよう、4つの授業科目群（法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群）からなる授業科目を各年次にわたって配置している。

## 2 改善を要する点

### (1) 改善点①

このような3年課程を中心に据えた教育課程であるが、2年次から年課程（短縮型）とドッキングさせるため、3年課程の1年次に、法律基本科目のうち、憲法、民法Ⅰ・民法Ⅱ・民法Ⅲ・民法Ⅳ、刑法Ⅰ・刑法Ⅱ、民事訴訟法及び刑事訴訟法の計30単位分をセメスター制度により学修する教育体系となっている。

他方、法律基本科目に属す授業科目は、基礎・基本であるということから、1年次及び2年に集中的に配置したため、3年次には、前期の民事及び刑事の実務基礎を除き、展開・先端科目群に属する授業科目を全面的に展開するという構造となっている。

以上のことから、1年次においては、民法や刑法に当てられている授業時間数が圧縮されていることとあいまって、学生にとっては相当にハードであり、下手をすると、学修上の消化不良を起こしかねず、また、3年次には、法律基本科目を学ぶ機会が全くないという構造になっている。

そこで、法律基本科目に属する授業科目について、1年次に配当を集中させることなく、2年次から3年次へと配置するとともに、基礎法学・隣接科目群や展開・先端科目群に属する授業科目にあっても、その授業内容から、それが可能であり、またそれが望ましいものについては、1年次や2年次に配置するように改善する必要がある。現在、カリキュラム改革として、FD全体会議で検討中である。

### (2) 改善点②

3年課程のカリキュラムには、法学入門的な授業科目が置かれていない。初めて法学を学ぶ学生にとっては、入学早々、民法や刑法に直面するわけであって、学修上困難な面がある。そんなこともあって、暫定的措置として、1月の法学既修者認定試験にあわせ、8時間程度の事前学修ガイダンスを行っている。時間的に窮屈な現状であり、なおいっそうの工夫が必要である。

これと関連し、早い段階で、生きた法を実感・理解させるため、実際に生起している事件を横断的に扱う授業科目の設置も検討している。

### (3) 改善点③

本法務研究科がその養成を目指す、地域の市民法務に係る法曹実務家と地域の企業法務に係る法曹実務家、それぞれの基礎的能力を高めるため、法学以外の隣接の授業科目の充実・改善をする必要がある。

前者の市民法務に係る法曹実務家に関しては、たとえば子どもや親子など家族をめぐる紛争処理・支援のための基礎的能力を涵養するため、臨床心理系の授業科目の配置を行うとともに、本学の人文社会科学研究所人間科学専攻との連携が考えられる。

他方、後者の企業法務に係る法曹実務家に関しては、ビジネスへの理解を深め、そのために必要な会計学など経済・経営系の授業科目をおくとともに、本学の人文社会科学研究所経済専攻との連携が考えられる。現在、カリキュラム改革として会議で検討中である。

## 第3章 教育方法

### I 基準ごとの分析

#### 3-1 授業を行う学生数

### 3-1-1 授業を受ける学生の適切な規模

本法学研究科の教育課程において配置された授業は、その性質（必修科目か、選択科目か）及び内容から受講学生数を決めているが、いずれの授業にあっても、その教育内容に即して、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われる、適切な規模に維持されている。

#### 1 必修科目（法律基本科目等）

必修科目は、当該学年の学生全員（入学定員は、30名）が受講することになる。因みに、平成19年度の1年次生は、34名（休学1名）、2年次生は、30名、3年次生は28名（休学1名）である。

1年次に開講される「法律基本科目」は、理論的かつ体系的に法律学の基礎を学修させることを目的とするが、当該学年の学生全員が受講する1クラスをもって実施することとしている。この規模であれば、講義形式であっても受講学生との対話が可能な規模である。

また、法情報調査にあつては、情報検索などパソコンなどの操作技術の修得もあることから、その教育効果を考え、1年次生が40名であった平成18年度には2クラスとしたが、平成19年度は26名であったため、1クラスとしている。

2年次に開講される「法律基本科目」のうち、総合公法演習では、憲法と行政法を専攻する研究者教員、総合民事法演習と総合刑事法演習にあつては、研究者教員と実務家教員との共同授業方式をとっており、議論を軸に双方向的又は多方向的な授業を展開し、理論と実務の架橋を目指す授業であるため、15名規模の2クラスとして、実施している。

2年次配当の実務基礎科目のうち、ロイヤリングについては、平成18年度は、1クラスでもって実施したが、より教育効果をあげるため、平成19年度から、15名程度の2クラスの編成と改善した。

#### 2 選択科目（基礎・隣接科目、展開・先端科目）

選択科目にあつては、最多であっても、受講学生は20数名程度であり、実際には、受講学生は1～20数名の間で分散しており、少人数の、それゆえ、学生との対話、双方向・多方向的な密度の高い教育が可能な規模となっている。

平成19年度前学期に開講されている選択科目の履修状況は、労働法13名、日本の法文化11名、法社会学Ⅰ15名、法社会学Ⅱ17名、市民生活と税法18名、社会保障法20名、消費者取引と法18名、子どもの人権と法11名、倒産法24名、在住外国人と法21名である。

なお、他専攻の学生や科目等履修生による本専攻の授業科目の履修については、現在のところ実績がないが、科目等履修生は、法律基本科目や実務基礎科目については、本専攻が法曹養成に特化した体系的教育を行っていることから、これを認めないものとし、他方、選択科目にあつては受講学生との関係で受講能力のある人についてできるだけ受け入れる方針をとり、その履修希望者との面接によって決定するものとし、『法科大学院シラバス』に明記している。

### 3-1-2 50人以下の法律基本科目の受講学生

本法学研究科では、「法律基本科目」はすべて必修科目であるが、受講学生数は、当該学年の学生全員が受講する授業科目（憲法、民法、刑法等）と、当該学年の学生数を二分するクラス（概ね15名）とする授業科目（公法、民法、刑法の総合演習）とがある。

平成19年度の1年次生は、34名（休学1名）、2年次生は、30名、3年次生は28名（休学1名）であるため、再履修学生を加えても50名よりはるかに少ない受講学生により、法律基本科目の授業を実施している。



## 3-2 授業の方法

### 3-2-1 問題解決能力などを涵養する授業内容・方法など

#### 1 授業科目の配置

本法務研究科の授業科目は、4つの科目群から編成され、基礎から応用へ、理論から実務へと段階的かつ体系的に編成し、専門的な法知識について着実に理解を深めながら学修を進めることができるよう工夫している。

・法律基本科目群	}	公法系
		民事法系
		刑事法系
・実務基礎科目群		
・基礎法学・隣接科目群		
・展開・先端科目群	}	市民生活・公共法務関連科目群
		企業法務関連科目群
		地域国際化対応科目群
		{ 中国法務関連科目
		{ 在住外国人法務関連科目

1年次には、3年課程の、法学を初めて学ぶ学生を対象とし、理論に重点をおいた憲法、刑法、民法、民事訴訟法、刑事訴訟法など法律基本科目を配置し、2年次には、実務基礎科目とともに、1年次の法律基本科目の理解を確実にし、理論と実務、実体法と手続（訴訟）法とを架橋する公法、民事法、刑事法の各総合演習を配置し、さらに3年次には、本格的に理論から実務へと展開し、仕上げをし、司法修習へと繋ぐことを目指す授業科目、民事と刑事の各実務基礎を配置している。

他方、これと並行して、2・3年次に、法曹実務家としての、企業法務関連と市民生活・公共法務関連の専門的かつ実務的・実践的な能力を高める授業科目（展開・先端科目）を配置するとともに、国際的視野や法の歴史、外国法を見る目や法制度に関する深い洞察力を養う基礎法学等に関する授業科目（基礎法学・隣接基礎科目）を展開している。

こうした段階的かつ体系的な教育システムを前提に、個々の授業科目にあっては、その授業科目の位置づけその内容・特質に応じて、教育を行っている。

#### 2 授業で獲得すべき能力と授業の方法

(1) 開講される全ての授業科目は、『法科大学院シラバス』において、「講義概要」として、①講義概要と目標等、②講義の方法、③成績評価基準、④オフィスアワー（面談時間）など、「講義計画」として、30回（4単位授業）乃至15回（2単位授業）にわたる授業内容の概要を記載することにより、1年間の授業の計画、各授業科目の内容及び方法、成績評価の基準と方法をあらかじめ学生に周知させている。

(2) 1年次に配置される憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法と2年次に配置される行政法、商法の授業科目は、法曹実務家としての能力、すなわち法的知識の獲得、論理的思考力、事例解析力、法解釈・適用能力、表現力などを育成するもっとも基本的な法律科目として位置づけている。

教育内容は、理論的・体系的な側面が強いが、判例・事例を教材とし、具体的な問題の解決を考えさせながら理解を深めさせ、必要に応じて学生との対話を行うという実践的な教育内容と方法をとっている。

いずれも予復習が前提となっており、予習のため、授業に係る教科書の範囲、関連する設問などを付したレジュメを予め配布し、他方、小テストの実施や司法試験の択一問題の添付、参考文献の紹介など、学修したことの

理解を確実にする方策を講じている。

また、予復習の時間が十分確保できるように、履修制限を設けるとともに、授業時間割においても、次のような工夫をしている。

3年課程の1年次では、とくに法学の学習について初心者も存在し、すべての授業科目が必修であることもあって、1日の授業は2科目程度、しかもこれらの授業科目が1日のうち連続とならないよう午前と午後の特限にするなど、余裕を持たせた授業科目の配置としている。また、セメスター方式により週2回となる4単位の授業科目は、1日乃至2日をあけて配置している。

(3) 2年次に配置される公法、民事法、刑事法に係る総合演習では、実務的な観点を組み込んだ事例や設問を付した最高裁判例を教材とし、議論をしながら進める事例方式の授業を行っている。1・2年次に学んだ基本的な法律科目の理解を確実に定着させるとともに、そのため、とくに総合民事法演習と総合刑事法演習については、研究者教員と実務家教員とが組となり、それぞれの立場から参画し、教材作成から授業をともにする共同授業方式をとり、理論と実務、実体法と手続（訴訟）法の架橋を試みている。また、双方向・多方向での授業展開を可能にするために、15人程度の少人数クラスを2つ（A・B）用意している。

また、これら総合演習は、4単位であり半期で完結することから、週2回開講することとなるため、授業時間割上、その間を1日乃至2日をあけることで、バランスよく予習の時間がさけるように配置している。

(4) 実務に接する機会を学生全員に確保させる見地から、エクスターンシップとリーガルクリニックとは選択必修科目としている。

リーガルクリニックは、平成19年度からの実施であるが、平成18年度に初めて実施したエクスターンシップにおいては、とくに守秘義務の遵守など法曹実務家としての倫理・身の処し方などを実際に学ぶ機会でもあるため、事前指導を実施し、守秘義務遵守とその違反の場合の懲戒処分など注意・留意事項を説明し、守秘義務などに関する誓約書を提出させている。また、法科大学院生教育研究損害賠償責任保険にも加入させている。

エクスターンシップの派遣先は、平成18年度には、法律事務所13名、民間企業、スズキ（株）3名、ヤマハ（株）2名、そして静岡県3名、静岡市1名の計22名であり、全員が第1希望通りの配属となった。

エクスターンシップは、エクスターンシップ専門委員会のもと、エクスターンシップ担当の3名（法律事務所、民間企業、自治体の担当）の教員がその実施内容など研修先の担当者との協議を行い、研修先担当者の指導のもと、それぞれの実務研修計画に従って実施している。とくに法律事務所でのエクスターンシップについては、静岡県弁護士会によるバックアップ体制により実施した。

エクスターンシップにおける成績評価は、受講学生に、実習の内容を『実務研修記録』に記載させ、これによって、エクスターンシップ担当教員が行うこととしている。

なお、エクスターンシップによる単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

(5) 平成17年度及び平成18年度には、刑法の専任教員が赴任していなかったこともあり（平成19年4月赴任）、刑法の授業については、非常勤講師により、刑法Ⅰ（4単位）が隔週・連続講義（1日3コマ）と夏季集中講義（3コマ3日間）、刑法Ⅱ（2単位）が隔週（1日2コマ）という授業形態をとらざるを得なかった。そこで、平成19年4月に赴任する予定の教員をアシスタントとして学生の学修支援にもあたらせて。平成19年度にも、刑事訴訟法について非常勤講師を当てざるを得ないが、担当者が前専任教員であり、要領を心得ているので特別の手当をとらない予定である。

なお、集中講義にあつては、学生に予復習の時間を可及的に確保させるため、1日3コマに限定し、5日間の講義期間としているが、平成19年度にあつては、試験については、試験準備期間において、別途実施する予定である。なお、平成18年度実施の集中講義は、中国法務事情と中国民法であったが、いずれもレポート試験であった。

(6) 授業の予習・復習など自学自習の環境として、法科大学院棟に、平日のみならず、休日においても24時間

の利用が可能な院生自習室を設け、全ての学生に、仕切板のついた学習机（ロッカー付き）を貸与している。法科大学院棟の2階にある院生談話室には、最高裁判所判例集など数種類の基本的な判例集・法学雑誌及び授業に必要な基本書（約800冊）を配架し、学習の便宜を図っている。そして、学習机にあつては、各人の所有パソコンから、無線LANを通じて附属図書館の判例データベース（LEX/DB）にアクセスすることができる。また、LLI総合型法律情報システムの利用も可能である。

また、法科大学院棟に近接する人文学部B棟5階にある法政資料室には、法学雑誌、判例集、紀要などを揃えている。この法政資料室に隣接する法情報室においても判例データベース（LEX/DB）などにアクセスすることができる。さらに、法科大学院棟及び人文学部棟のうち法科大学院が授業に利用している教室には、無線LANが整備され、個人のパソコンから判例データベースなどを利用することができる。

### 3-3 履修科目登録単位数の上限

本法務研究科では、予習復習に十分な時間を確保し、授業内容の確実な理解が可能となるように、1年間に履修することができる単位の上限を設けている。

	3年課程	2年課程
1年	36単位	
2年	36単位	36単位
3年	44単位	44単位

ただし、3年課程の2年次にあつて、進級が認められた場合の再履修科目単位については、6単位を限度として、履修登録可能な単位数に三入しない取り扱いとしているが、平成18年度の2年次生について、2年次に修得した単位数は、29名全員が36単位以下である。

なお、本法務研究科では、3年を超える標準修業年限を認めていない。

## II 特色ある取り組み・改善点など

### 1 特色ある取り組み

学生定員30名という小規模な法科大学院であるため、当該学年の学生全員が受講する必修科目であっても、受講者は、30～40名と、名実とともに少人数教育である。基本的には講義形式である法律基本科目においても、学生とのやり取りが可能なクラス規模であるし、受講学生の全員を把握することができる。

また、エクスターンシップ又はリーガルクリニックが選択必修科目であるが、地域各界の協力・支援により、受講者全員が希望に沿った受け入れ先などでの履修が可能となっている。

### 2 改善を要する点

地域から学ぶという観点から、また、小規模な法科大学院のメリットとしても考え重視したエクスターンシップであるが、平成18年の8月から9月にかけて実施したところ、学生の反応は良かったものの問題点も浮き彫りになった。

いずれの実習先も、その実習内容・方法について受け入れ先ならではの工夫をしていただいた。もっとも多く

の学生が実習を行った法律事務所では、それぞれ配属された法律事務所の個性があつて、すべてが同一の内容と水準をもって実施されたわけではないようである。他の受け入れ先も同様の問題がある。法科大学院生の派遣・受け入れとともに初めての経験であり、受け入れ先には多大の負担をかけることになるため、今後とも、エクスターンシップの趣旨を理解いただき、内容・方法などの改善を図る努力が求められている。

また、法律事務所については、静岡県内ないでも、近時の司法修習生の飛躍的な増加こともない、8月から9月の時期にエクスターンシップを実施することが困難となりつつある。したがって、平成19年度には、法律事務所での実習時間を翌年の3月に変更せざるを得なくなっている。将来的には、受け入れ先の確保が厳しくなることを懸念している。

## 第4章 成績評価及び修了認定

### I 基準ごとの分析

#### 4-1 成績評価

##### 4-1-1 客観的・厳正な成績評価

###### 1 成績評価方法

各授業の成績評価については、基本的には、それぞれ比率を定めた中間試験（4単位科目において実施される。）及び最終（期末）試験という筆記試験及び小テスト等を含む平常点によって行っている。

それゆえ、授業への出席を重視し、欠席理由書の届けがない無断欠席が、2単位の場合には、3回以上、4単位の授業にあつては5回以上の場合には、当該授業科目の単位は、これを認定しない扱いとし、各授業とも毎授業において出席カードにより厳格な出席確認をしている。また、無断欠席が、欠席理由書が提出された欠席と合わせ、2単位の授業にあつては7回以上、4単位の授業においては14回以上の場合には、当該授業科目の単位はこれを認定しない扱いとしている。

他方、エクスターンシップやリーガルクリニックについては、授業の性質上、『実務研修記録』の提出など、筆記試験などとは別の評価方法によって行っている。

###### 2 成績評価基準

各授業科目の成績評価の方法・基準は、『法科大学院シラバス』のなかに、「授業概要と目標等」欄に記載した学修目標・目的や「成績評価」欄に記載した成績評価の方法等により、予め学生に告知している。

また、これら個別の授業科目における成績評価方法・基準に加えて、平成19年度からは、成績の区分に関し、成績評価の共通の基準及び成績評価項目を定め、これを規則化するとともに、『法科大学院便覧』に掲載している。

授業科目の成績の区分は、秀・優・良・可・不可の5段階とし、秀、優、良、可を合格とする。ただし、この成績の区分に関し、一定の割合を定めてはいない。いわゆる絶対評価ではあるが、相対評価を採用した場合、非常に高い評価点をとった者が多い場合であっても、敢えて秀から優、さらに良と成績評価をせざるを得ないし、反対に、評価点が全体に低い場合であっても、一定数の秀や優をつけなければならず、実態を反映しない評価表示となる恐れがあるからである。この絶対評価をとった場合、教員間、科目間の成績分布にバラツキがでることを完全には払拭できないが、素点どおりの成績区分は、学生の実力を正確に反映するものと考えて、現段階では

絶対評価方式によっている。

なお、エクスターンシップやリーガルクリニックは、授業科目の性質上、合格と不合格の2段階として成績評価を行っている。

なお、再試験の成績評価は、その素点に関わらず、可又は不可の評価によっている。

以上の成績区分に係る成績評価基準は下記のとおりである。

(a) 成績評価基準(1)

- |                |  |
|----------------|--|
| 秀 (S) 90点～100点 | 当該授業科目の学修目標を達成し、かつ、成績評価項目のすべてに関し極めて優れた評価がなされる場合      |
| 優 (A) 80点～ 89点 | 当該授業の授業科目の学修目標を十分に達成し、かつ、成績評価項目のすべてに関し特に優れた評価がなされる場合 |
| 良 (B) 70点～ 79点 | 当該授業の授業科目の学修目標を十分に達成し、かつ、成績評価項目のすべてに関し概ね優れた評価がなされる場合 |
| 可 (C) 60点～ 69点 | 当該授業の授業科目の学修目標を一応達成し、かつ、成績評価項目を概ね満たしている場合            |
| 不可 (D) 0点～ 59点 | 当該授業科目の学修目標を達成しておらず、かつ、成績評価項目を満たしていない場合              |

(b) 成績評価基準(2)

- |     |  |
|-----|--|
| 合格  | 当該授業科目の学修目的を達成し、かつ、成績評価基準に関し、これを十分満たしている場合 |
| 不合格 | 当該授業科目の学修目的を達成しておらず、成績評価基準に関し、これを満たしていない場合 |

成績評価項目として次のように定めている。

- ① 当該授業科目に求められている専門的な知識を正確に理解できている。
- ② ①の基礎的な専門的な知識を体系的に関連づけて理解し、問題を把握し、分析できる。
- ③ ①の基礎的な専門的な知識を批判的に検討し、いっそう深く考察し発展させていく応用力がある。
- ④ 問題解決にあたって的確な問題点の把握ができている。
- ⑤ 社会的な背景・実態などを踏まえて問題解決を試みている。
- ⑥ 議論や討論において、的確な発言をすることができる。
- ⑦ 法曹として必要な倫理観・責任感を身につけている。

なお、筆記試験の採点のさいの匿名性については、その導入を考えてはいたが、30名ほどの少人数では、筆跡など自ずと知り得るところとなり、余り意味のあることではないので、実施を見送っており、試験用紙についても、この点に関して、とくに工夫をしていない。

### 3 筆記試験・本試験、再試験、追試験

最終(期末)試験は、学生に試験準備を与えるために、授業の終了後、1週間を経た時期に実施するものとしている。

筆記試験において合格点に達しなかった者に対しては、もう一度筆記試験を受ける機会を与える再試験の制度を設けている。

また、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者には、追試験の制度を設けており、その事情は、『法科大学院便覧』に明示している。

さらに、試験を厳正に実施するために、筆記試験における留意事項・注意事項については、学生には『受験者心得』を掲示していたが、平成19年度からは、『法科大学院学生便覧』に掲載している。また、試験監督にも万全を期し、カンニングなどの試験における不正行為に対しては、厳しい教務上の措置をもって対処することとしている。

これらの措置は、再試験及び追試験においても同様であり、試験の内容（水準）、試験時間などにおいても本試験に準じ、受験者が不当に利益又は不利益を受けることがないように配慮し、その成績評価にあっても、本試験と同じく厳正に行っている。

#### 4 成績結果の検討等

筆記試験後、授業（試験）担当者は、すべての受験者に対して、試験問題の内容や採点のポイント等に関する説明、解答、解説等を文書又は口頭で、行い、採点済みの答案のコピーを返却するなどして、学生が試験問題について再検討するための資料とできるよう便宜を図っている。

また、採点結果・成績について説明を求める学生については、個別に説明をすることとしている。

さらに、平成18年度後学期から、各学生自身の客観的な位置づけを確認する資料として、全ての授業科目の成績結果の分布表（データ）を公表している。

他方、成績評価を行う教員の側にあっても、「成績評価基準」に則るとはいえ、評価のバラツキを完全に解消することはできないことから、可及的に適正な評価を実現すべく、全教員が参加するFD全体会議において、全学生の成績一覧表及び成績分布表を配布し、それぞれの成績評価の検証を行い、これを試験問題の内容・水準に関する再検討、成績評価のあり方へと繋げる努力をしている。

##### 4-1-2 他大学院での履修と成績評価

本法務研究科では、3年課程及び2年課程のそれぞれにおいて体系的なカリキュラム編成をとっている。したがって、国内外の他の大学院（静岡大学大学院及び他の法科大学院を含む。）を修了又は在籍している者が本法科大学院に入学した場合、本法科大学院の修了要件に従い履修することとしている。

ただし、本法務研究科に入学する前に他の大学院において修得した授業科目の単位は、一定の要件のもとで、本法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなす取扱いをしている。

もともと、当該授業科目に相当する授業科目が、①本法務研究科に開講されておらず、②みなし修得となる授業科目には、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の単位に限っているが、これは、本法務研究科が養成する法曹実務家の基本的能力の育成に係る法律基本科目や実務基礎科目については、本法務研究科としての体系的な教育課程の根幹とする判断に基づくものであって、この一体性が損なわれないようにするためである。

また、当該授業科目が本法務研究科における厳正で客観的な成績評価が確保されていることを確認するために、みなし修得については、研究科委員会がこれを認定することとしている。しかし、平成17年度及び平成18年度ともに、その実績はない。

##### 4-1-3 進級制の内容

3年課程では、1年次に進級基準を設けており、これが24単位である。2年課程において、進級制は設けられていない。

進級基準を満たさない者は、2年次への進級を認めず留年とする。そして、履修した単位は、秀及び優と評価された授業科目を除き、すべて無効とする。つまり、1年次への留年者は、秀及び優と評価された授業科目を除

き、1年次に配当されている授業科目を再度履修し直さなければならなくなるため、2年次に配当されている授業科目を履修することはできない。また、留年を2回続けた者に対しては、勉学意欲に欠けるものとして退学勧告を行うこととしている。

この進級制が3年課程の2年次への進級に限定して設けられているのは、1年次に配当する憲法、民法（民法Ⅰ、民法Ⅱ、民法Ⅲ、民法Ⅳ）、刑法（刑法Ⅰ、刑法Ⅱ）、民事訴訟法、刑事訴訟法の、まさに基本5法が占める法学の学修上での基礎的な位置づけ、また、これら科目の修得が養成されるべき法曹実務家の基本的能力の根幹にも係わっており、これの修得が不十分なまま進級させることは、教育上、好ましくないと考えるからである。

法学既修者については、その法律科目（憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法）に係る法学既修者認定試験において、1年次に配当された授業科目の理解が十分なされているかを問うており、これが合格であれば3年課程の2年次から学習を始めることができるのであって、それゆえ進級制を置いていない。

こうした進級制を設けたことから、授業への出席を重視し、一定回数欠席があった場合には、当該授業科目の単位の認定を行わないものとしている。

また、最終（期末）試験において不合格となった科目については、もう一度試験を受ける機会を与える「再試験」制度をとっている。

これら進級制に係る、対象学年、進級要件、留年の場合の再履修を要する授業科目の範囲などは、『法科大学院学生便覧』に、法科大学院規則とともに記載し、学生に周知させている。

因みに、留年者は、平成17年度1年次生は、31名中2名、平成18年度は、35名（退学2名、休学1名を除く）中5名である。

## 4-2 修了認定及びその要件

### 4-2-1 修了要件

#### 1 課程と修了要件

本法務研究科には、標準修業年限である3年間で修了要件をみたす3年課程と、法学既修者認定試験に合格した者を対象とし、2年次より履修を開始し、2年間で修了要件をみたす2年課程とがある。

##### (1) 3年課程の修了要件

修了要件は、3年以上在籍し、かつ99単位以上の授業科目の単位修得が必要である。

##### (2) 2年課程の修了要件

法学既修者認定試験の試験科目に相当する法律基本科目に係る授業科目の単位数（30単位）はこれを修得したものとみなすため、修了要件は、2年以上在籍し、かつ69単位以上の授業科目の単位修得である。

なお、修得したものとみなされる授業科目は、3年課程の1年次に配当される、憲法（4単位）、民法Ⅰ、民法Ⅱ、民法Ⅲ、民法Ⅳ（計12単位）、刑法Ⅰ、刑法Ⅱ（計6単位）、民事訴訟法（4単位）、刑事訴訟法（4単位）であり、これがすべての科目について一定以上の成績を修めた者については、本法務研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者と認めるものである。

##### (3) 他の大学院における授業科目の履修等と入学前の既修得単位の認定等

###### (a) 他の大学院における授業科目の履修等

学生は、他の大学院（静岡大学大学院及び外国の大学院を含む。）の授業科目であっても、本法務研究科委員会が「教育上有益と認めて許可したときは」履修することができる。

この許可を受けて履修した授業科目について修得した単位は、当該授業科目に相当する授業科目が法務研究科に設置されていない場合であって、その修得単位を法務研究科の基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の単位として認定することが適当であると認められる場合には、法務研究科における授業科目の履修したものと

みなすことができる。

#### (b) 入学前の既修得単位の認定等

他方、学生が本法務研究科に入学する前に、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、研究科委員会が、当該授業科目に相当する授業科目が法務研究科に設置されていない場合であって、その修得単位を法務研究科における基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の単位として認定することが適当であると認める場合には、法務研究科に入学した後の法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

ただし、いずれにしても、(a) (b)を合わせ、3年課程の学生にあつては8単位、2年課程の学生にあつては6単位を超えることはできない。

もっとも、平成17年度及び平成18年度においては、上記の例はない。

## 2 修了要件と科目群

### (1) 修了要件と法律基本科目

本法務研究科の授業科目には、必修科目、選択必修科目及び選択科目がある。必修科目は、法科大学院の修了にあたって必ず修得していなければならない授業科目である。選択必修科目は、指定された科目のなかから、必要な単位数を修得しなければならない授業科目であり、選択科目は、指定された科目群のなかから、必要な単位数を修得しなければならない授業科目である。選択必修科目と選択科目をあわせ選択必修科目としている。

3年課程及び2年課程の、各授業科目群において、修了に必要な履修すべき単位数は、つぎのとおりである。

過 程 授業科目区分	3年課程		2年課程	
	必修科目	選択必修科目	必修科目	選択必修科目
法律基本科目群	56単位		26単位	
実務基礎科目群	9単位	2単位	9単位	2単位
基礎法学・隣接科目群		4単位		4単位
展開・先端科目群	2単位	26単位	2単位	26単位
小 計	67単位	32単位	37単位	32単位
総 計	99単位		69単位	

そして、修了要件において、法律基本科目以外の科目の単位は、3年課程にあつては、43単位（99単位－56単位）、他方、2年課程にあつては、40単位（69単位－26単位）であつて、いずれも修了要件単位数の3分の1以上を修得しなければならない。

### (2) 科目群と修了要件

公法系科目、民事系科目、刑事系科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目に分類した場合の、修了に必要な単位の修得数は、次のとおりである。

3年課程にあつては、法律基本科目のうち、公法系科目は、12単位、民事系科目は、30単位、刑事系科目は、14単位の計56単位、そして、実務基礎科目は、11単位、基礎法学・隣接科目は、4単位、展開・先端科目は、28単位である。

他方、2年課程にあつては、法律基本科目のうち、公法系科目は、8単位、民事系科目は、14単位、刑事系科目は、4単位の計26単位、そして、実務基礎科目は、11単位、基礎法学・隣接科目は、4単位、展開・先端科目は、28単位である。



授業科目区分 \ 課 程	3年課程	2年課程
法律基本科目群		
公法系科目	12単位	8単位
民事系科目	30単位	14単位
刑事系科目	14単位	4単位
小計	56単位	26単位
実務基礎科目群	11単位	11単位
基礎法学・隣接科目群	4単位	4単位
展開・先端科目群	28単位	28単位
小計	43単位	43単位
修了要件	99単位	69単位

#### 4-3 法学既修者の認定

本法務研究科では、いわゆる法学既修者については、3年課程の1年次に配当されている法律基本科目の30単位（公法系4単位、民事法系16単位、刑事法系10単位）を履修したものとみなすために、この1年次に配当されている法律基本科目についての試験に合格するに足りる（すなわち、2年次に進級しうる学力と同等の）学力が備わっていることの判定のために、法律科目に係る法学既修者認定試験を実施している。

これの前提として、法学既修者にあっても、3年課程を希望する者（いわゆる法学未修者）についてとおなじく、法律実務家としての論理的な思考力、的確な文章力や表現力、法律実務家の仕事への意欲等を判定するために、適性試験のみならず、志望理由書、学部での成績、社会経験等、複数の観点から行う第1次選抜試験及び第2次選抜試験を課している。

##### (1) 第1次選抜試験

第1次選抜試験の可否は、① 独立行政法人大学入試センターが行う「法科大学院適性試験」または財団法人日弁連法務研究財団が行う「法科大学院統一試験」の成績と② 入学志望理由書により総合的に判定する。

##### (2) 第2次選抜試験

第1次選抜試験の合格者を対象として第2次選抜試験を実施する。第2次選抜試験においては、面接のほか、小論文の試験を行っている。小論文試験は、読解力、論理的な思考力、的確な文章力や表現力等を問うものとしている。

第2次選抜試験の可否は、①法科大学院適性試験または法科大学院統一適性試験の成績、②入学志望理由書、③小論文試験、④面接試験により総合的に判定する。社会人については、その「社会経験」「資格」等の内容を④において評価し、加点することができるものとしている。

##### (3) 法学既修者認定試験

法学既修者認定試験は、第2次選抜試験に合格した者のうち、出願時に2年課程を希望していた者を対象として実施している。したがって、本法務研究科の入学者選抜における「公平性」、「開放性」、「多様性」の確保の要請に適合するものである。

試験科目は、憲法、民法（家族法を除く。）、刑法、民事訴訟法（倒産・執行法を除く。）、刑事訴訟法の5科目である。いずれも論述試験であり、試験時間は、民法が3時間で、その他は、2時間としている。試験問

題の作成にあつては、とくに当該領域を専門とする教員が複数の場合、関係者の間で、分担・協議することとしている。

そして、すべての試験科目について、一定の成績以上の成績をおさめた者を、法学既修者として認定することとしている。

そのさい、静岡大学、とくに人文学部法学科出身の受験生が、法学既修者認定試験において有利にならないように学部での法学科目試験の内容には注意を払うとともに、他方、試験の採点においては、解答用紙には受験番号のみを記載させ、匿名性を確保している。また、試験問題は、これを実施後に静岡大学（法科大学院）ホームページにおいて公開しているが、これは、受験生に便宜を図るのみならず、試験内容の「公平性」を事後的に担保するものである。

なお、本法務研究科では、法学既修者として認定した者について、法律科目試験に含まれない科目の単位を修得したものとみなすことはしていない。

法学既修者認定試験に合格し、法学既修者として認められた者は、平成18年度の4名のみである。

## II 特色ある取り組み・改善点など

### 1 特色ある取り組み

成績評価は、これを公正かつ厳格に行っている。また、たんに試験成績によるのではなく、本法務研究科が法曹として必要な知識の修得であるとする各授業科目内容を徹底するため、一定割合以上の授業への出席をもって試験の受験資格としている。

また、筆記試験後、授業（試験）担当者は、すべての受験者に対して、試験問題の内容や採点のポイント等に関する説明、解答、解説等を文書又は口頭で行い、採点済みの答案のコピーを返却するなどして、学生が試験問題について再検討するための資料とできるよう便宜を図っている。さらに、採点結果・成績について説明を求める学生については、個別に説明をすることとしている。

### 2 改善を要する点

#### (1) 速やかな試験採点

筆記試験の結果については、その採点結果について説明を求める学生については、個別に説明をし、他方、試験問題に関する説明、解答・解説等を、採点済みの答案のコピーとともに配布・返却することも認め、学生の再検討の資料としている。

そのためにも、とくに中間試験については、授業期間の途中であることもあって、担当教員が採点を速やかに行うことは大変なことであるが、これの励行を引き続き周知徹底を図っていく必要がある。

#### (2) 欠席届の取扱い

授業の欠席については、欠席届を提出させることとしているが、病欠の場合であっても医師の診断書などを求めず、学生の自己申告に任せ、そのチェックは、教務委員長がこれを行い、その後、欠席届を各授業担当者に渡す取扱いにしていた。しかし、安易に欠席届を提出する学生の存在への懸念から、欠席届の書式及び提出方法について改善を行った。

## 第5章 教育内容等の改善措置

### I 基準ごとの分析

## 5-1 教育内容等の改善措置

### 5-1-1 改善のための継続的・組織的な研修・研究

#### 1 FD活動のための体制

本法務研究科において、教育内容及び方法の改善を図るなど、いわゆるFD活動を所掌する委員会として、発足当初にFD委員会を設け、これの委員長を学務専門委員長（現教務専門委員長）が兼務していた。しかし、法科大学院の評価に関する事項を所掌する評価専門委員会の設置にあわせ、FD活動について改善をするためには、FDに関する事項は教務専門委員会が所掌することとし、教育内容及び方法の改善に係る授業評価アンケートは、教務専門委員会が準備をし、中間及び最終の2回実施することとした。

この教務専門委員会により整理し提起されるFD活動に関する事項は、本法務研究科の全教員から構成されるFD全体会議にて検討に付される。研究科委員会（教授会）では、FD活動に係る事項を検討する時間的な余裕がないことから、別の独立したFD全体会議において、別途時間をとって開催することとし、これまで、年に2～4回開催されてきた。

なお、とくに複数の教員による共同授業方式である公法、民事法そして刑事法の各総合演習、さらには民法や刑法など複数の教員がいる分野では、当該授業科目に関する教育内容及び方法について、その担当教員集団内部で、定期的に検討が行われている。

#### 2 FD全体会議の活動

FD全体会議で審議・検討してきた事項は、以下に示すように、実際に行っている各人の教育内容及び手法の改善を目指すもの、そしてこれらを踏まえた教育全体の実施に関わる課題からカリキュラム改革の検討まで多様である。

(1) FD全体会議：平成17年9月22日 出席者：記録なし

- ① 授業・試験結果の状況
- ② 学習支援ゼミの状況
- ③ 入学試験と学内試験等との関連性
- ④ 問題提起  
・カリキュラムの見直しと充実化

(2) FD全体会議：平成17年9月30日 出席者：11名

・個人面談実施に向けて

(3) FD全体会議：平成18年1月19日 出席者：16名

- ① 成績評価の基準について
- ② 授業の欠席者の扱いについて

(4) FD全体会議：平成18年4月3日（月） 出席者：18名

・FD検討事項

- ① 試験日程
- ② 成績評価基準と明示方法
- ③ 成績の公示方法
- ④ 答案・成績についての解説、質問・講評会
- ⑤ 個別授業のやり方
- ⑥ 授業の録画・教員相互の授業参観

- ⑦ 総合演習のやり方
- (5) FD全体会議：平成18年7月13日（木） 出席者：15名
- ① 平成18年度前学期授業の状況報告と意見交換
  - ② 瀬試験問題作成・採点者心得について
  - ③ 平成18年度前学期最終試験の件
- (6) FD全体会議：平成18年9月21日（木） 出席者：16名
- ・第1回新司法試験問題の分析と検討
- (7) FD全体会議：平成18年12月22日（金） 出席者：記録なし
- ① 検討事項① 成績基準
  - ② 検討事項② カリキュラム改訂
  - ③ リーガルクリニック・エクスターンシップの実施準備
  - ④ 学習支援体制
  - ⑤ 残された課題
- (8) FD全体会議：平成19年3月20日（火） 出席者：14名
- ① カリキュラム改革に関する意見交換
  - ② 既修者認定試験のあり方
- (9) FD全体会議：平成19年6月14日（木） 出席者：16名
- ① 前学期中間アンケート実施の件
  - ② 学生の個人面談について、とくに3年次生の状況把握と相談
  - ③ 平成20年度のカリキュラム改革案の提案と説明
  - ④ 成績評価の再確認
  - ⑤ 司法試験の問題検討の件

### 3 授業アンケート

授業アンケートは、学期ごと、中間と最終の2回実施している。そのアンケート内容は、両者において、異なる。

中間アンケートにおいては、自由記述方式で、「授業や教員に対する意見や要望」を書くスタイルとなっている。他方、最終アンケートは、授業、教員の授業に関する姿勢、授業に対する満足度、その他（学生の予習・復習時間など）の大項目を設け、各大項目について、さらに複数の設問を付し、これらの設問について、5段階評価をするものと、自由記載とからなっている。概ね、10分～15分程度行ってきた。

### 4 専門職大学院等形成支援と教育プログラム開発

本法学研究科では、内外ともに国際化が進む地域特性に対し、中国法制や在在外国人に係る案件に対応しうる法曹実務家の養成を目指し、中国への事業展開等に伴う法的諸問題に対応できる基礎的な中国法制についての基礎的な知識等を修得させる中国法務関連授業科目（中国法務事情、中国民法、中国企業法）及び地域の国際化に対応する在在外国人に係る法務の能力を修得することを目的とする在在外国人法務関連授業科目（在在外国人と法）を配置している。

これらの授業科目の内容の充実を目的として、平成17年度から2年にわたり新潟大学及び北海学園大学の法科大学院と共同し、専門職大学院等形成支援経費による「地域の国際化に対応する教育プログラム開発」事業を実施調査も併せ行ってきた。

この事業の成果は、平成19年度から開講となっていた「在在外国人と法」の内容の充実に生かしている。同科

目の担当者は、日系ブラジル人が集住する浜松市の弁護士（非常勤講師）が中核となり、法科大学院や法学科の教員（弁護士教員、憲法、行政法、労働法、国際法、社会保障法）が参画し、さらにはゲストスピーカーとして涉外案件に精通した行政書士も加わったオムニバス形式をもって、平成19年4月から3年次配当（3年課程）の授業科目として授業を行っている。学生の関心も高く、20名を超える学生が受講している。

「在住外国人と法」の講義計画は、①在住外国人の概況と地域社会、②外国人の人権、③定住化と入管行政(1)、④定住化と入管行政(2)、⑤公務就任権と生存権、⑥家族—結婚・離婚、⑦労働(1)、⑧労働(2)、⑨社会保障、⑩国際人権法(1)、⑪国際人権法(2)、⑫外国人が当事者となる裁判、⑬行政の施策、⑭法律相談活動・刑事裁判傍聴、⑮最終試験である。

他方、中国法務関連授業科目に関しては、本法務研究科に中国法を専攻する教員がいないため、「在住外国人と法」の場合と同じような取り組みはできていない。

## 5-1-2 実務教員の教育能力の向上措置

### 1 共同授業方式など

本法務研究科では、総合民事法演習及び総合刑事法演習については、研究者教員と実務家教員との共同授業方式をとっており、授業の教材作りや授業の方法なども打ち合わせを行い、他方、授業を共同で実施することから、大学での教育経験の浅い実務家教員にとっては研究者教員の授業方法を学び、他方、研究者教員は、実務家教員の発言などから実務上の知見などを得ることができるという、お互いが良好な補完関係となっており教育上の相乗効果がある。

また、FD全体会議において、教育上の様々な課題を検討するなかで、実務家教員にとっては、大学での教育のあり方に関する理解をさらに深める機会とすることができている。

### 2 研修やシンポジウムなどへの参加

本法務研究科の設置準備の過程では、研究者教員予定者が法律事務所での研修を行い、また、法科大学院の設置後には、司法研修所の教育傍聴、法科大学院の教育に関するテーマで行われるシンポジウムや研究会には、積極的に参加し、全国状況の把握と、経験交流に努めてきた。

これまで参加した日本弁護士連合会関係の研修・シンポジウムとして、法科大学院の挑戦—2年間の到達点とこれから—（日弁連法務研究財団主催）、民事模擬裁判授業に関するシンポジウム（日弁連法科大学院センター主催）、シンポジウム：新司法試験のあり方を考える（日弁連法科大学院センター主催）、シンポジウム：他大学院の挑戦（日弁連法務研究財団主催）、シンポジウム：法科大学院における家事法教育の実践と課題（日本弁護士連合会主催）、新司法試験シンポジウム：第1回試験を終えて（日本弁護士連合会主催）など、その他、法科大学院における成績評価と修了認定（法科大学院協会主催）がある。

## II 特色ある取り組み・改善点など

### 1 特色ある取り組み

本法務研究科は、教員数も比較的少ないため、全体として教育改善のための会議を頻繁に持ちやすく、教育内容及び方法について問題意識を共有しやすい。

### 2 改善を要する点

各教員が担当する個別の授業科目に係る教育内容や教育方法に関しては、学生による授業評価アンケートが改善のための手掛かりとなるが、その改善方は、これまででは、基本的に、担当者に任せられているのが実情である。

そこで、評価専門委員会が学生授業評価アンケートの総合的な分析をする必要性を否定し得ないものの、現時点では、膨大な作業をこなし得ないところである。

研究者教員と実務家教員といった複数教員が担当する総合演習では、お互いの教育方法を知ることができ、実質的には相互の授業研修となっており、授業内容はもとより授業方法の改善に繋がる。しかし、その他の単独の授業に関しては、FD全体会議の了解事項により、お互い授業参観を行うことになっているが、現時点では、一部でしか実施されていない。学部（法学科）教育や共通教育の担当などもあり、全体として各教員に時間的な余裕がないことが一因と思われる。これら点に関しては一層効率的な方法を編み出す必要がある。

## 第6章 入学者選抜等

### I 基準ごとの分析

#### 6-1 入学者受入

##### 6-1-1 入学者選抜の基本方針の策定・公表

###### 1 入学者選抜の基本方針（アドミッション・ポリシー）

本法務研究科では、地域社会が必要とする法務の専門家を養成すべく、多様な資質・経験を有する人材を積極的に受け入れ、地域社会と連携しつつ、国際化する、静岡県域がその典型である中核都市型地域社会において生じる地域特性的な案件にも対応し得る法務の力量を備えた、地域社会を担う法曹実務家を養成し、地域に貢献することを目指している。

この教育上の理念・目的の観点から、入学者選抜の基本方針として、次のように定め、これを『学生募集要項』の冒頭に掲げている。

###### 2 入学者選抜の基本方針等の広報活動

そして、本法務研究科の理念及び教育目的、設置の趣旨、入学者選抜の基本方針（アドミッション・ポリシー）、入学選抜の方法などは、教育活動等に関する重要事項とともに、広報専門委員会の所轄として、『学生募集要項』のみならず、静岡大学のホームページ、本法務研究科のリーフレット『地域と連携し、地域に貢献する 静岡大学法科大学院』（平成19年度は、2,500部発行）、さらに本研究科の教育活動・行事などは年2回発行の『静岡大学法科大学院ニューズレター』を通じて、さらに入試説明会の開催などによって、あらかじめ受験希望・志願者に周知するように努めている。

『学生募集要項』では、冒頭に「入学者選抜の基本方針」を掲げ、ついで、入学試験関連情報、すなわち「募集人員」、「出願資格」、「出願期間・出願方法」、「出願書類等」、「出願資格審査」、「入学者選抜方法」、「入学選抜試験・合格発表の日程」、「入学料及び授業料」、「入学手続」、「追加合格について」、「注意事項」、「出願についての連絡先及び書類提出先」、「大学院入試情報の提供」、「個人情報の取扱い」に関し、詳細に記述をしている。

また、本法務研究科のリーフレットには、入学者選抜の概要として、「入学者選抜の基本方針」、「募集人員」、「入学者選抜」、「入学者選抜試験の日程」、「学費」、「奨学金」といった事項と併せ、「入学者選抜等に関するQ&A」を記載し、入学者志願者に対して、本法務研究科の入学者選抜に関する理解を深めてもらっている。

「入学者選抜等に関するQ&A」での問いは、

- ① 入学試験において、出身大学や出身学部、年齢による有利・不利はありますか？ また、静岡大学からの

内部進学や推薦入試制度などの入学枠はありますか？、

- ② 「法学既修者」「法学未修者」の区別は何ですか？、
- ③ 法学部・法学科出身者ですが、2年課程を受験しないと不利になるのでしょうか？、
- ④ 入学者はどんな方たちですか？、
- ⑤ 適性試験は、どちらを受験すればよいのですか？、
- ⑥ 社会人の入学枠はありますか？、
- ⑦ 提出書類などの関係で、勤務先に知られずに受験できますか？、
- ⑧ 小論文試験は、どのような内容ですか？、
- ⑨ 小論文試験や既修者認定試験の過去の問題は、閲覧できますか？、
- ⑩ 指導教員などの推薦書を提出したいのですが？
- ⑪ すでに他法科大学院に在籍している場合でも、出願できますか？また、そのことによって不利になることはありますか？
- ⑫ 仕事を続けながら法科大学院に通学できますか？、
- ⑬ 夜間コースはありますか？、
- ⑭ 法科大学院の授業は、どこで受けるのですか？、
- ⑮ 院生用の自習室はありますか？

であり、それぞれに端的に回答している。

このリーフレットには、その他、研究科長の挨拶、施設紹介（写真）、鼎談<教員と学生による>、目指す法曹実務家像、開講授業科目一覧、教員紹介、授業紹介などの記事を掲載している。

また、静岡大学（法科大学院）のホームページでは、研究科長の挨拶、教育について、教員スタッフ、施設の概要、入試の情報、Q&Aの各事項とともに、研究業績なども加えたより詳細な教員紹介を掲載し、広く入学受験者に情報を提供している。

入試説明会は、平成18年度、4月15日（土）静岡市産学交流センター（ペガサート）7月20日（木）静岡大学静岡キャンパス、9月30日（土）静岡市産学交流センター（ペガサート）、同20日（木）静岡大学静岡キャンパス、10月5日（木）静岡大学浜松キャンパスで行っており、『学生募集要項』や『リーフレット』を用意し、入学試験に係る情報の説明や法科大学院の目的、その教育内容を紹介するとともに、出席者からの質問に答える等を行っている。

さらに、名古屋や東京で行われる教育関連業者が主催する法科大学院説明会にも参加し、個別の質問に応じている。

### 3 入学者選抜の実施体制

入学者選抜にあたっては、入試専門委員会が、『学生募集要項（案）』の作成、入試問題作成の体制づくり、第1次選抜試験、第2次選抜試験、そして法学既修者認定試験の実施、合格者判定のさいの資料作成、法学既修者の認定資料作成など入試関連業務を、法科大学院係とともにやっている。

そして、これら各年度の『学生募集要項（案）』の決定、小論文の問題作成・採点委員及び法学既修者認定試験に係る5科目の試験問題の作成者・採点者の選任、第1次選抜試験の実施の有無、合否の決定、第2次選抜試験（小論文試験）による合否の決定、法学既修者認定試験の合否の決定などは、法務研究科委員会にて、なされる。

#### 6-1-2 入学者選抜の基本方針に基づいた入学者選抜

公平性、開放性とあわせ、とりわけ多様性の確保を旨とし、法学以外の学部・学科の卒業生や豊富な経験を積

んだ社会人等、多様な人材を積極的に受け入れる」という入学者選抜の基本方針（アドミッションポリシー）に基づき、次のような入学選抜を行っている。

（1）入学定員30名のうち3年課程（法学未修者）を20名以上30名以下とする。

2年課程への入学を希望する者に課する法学既修者認定試験は、第2次選抜試験に合格した者のうち出願時に2年課程を希望していた者を対象として実施しており、その数について10名を上限としている。したがって、入学定員30名のうち、法律科目試験を課さない「法学未修者」を20名以上30名以下とし、「多様な人材を積極的に受け入れる」という基本方針を入学定員の内訳において実質化すべく努めている。

平成17年度入学生にあつては、31名全員が3年課程であり、2年課程の入学者はいなかった。翌平成18年度入学生では、41名のうち4名が2年課程に入学した。平成19年度入学生にあつては26名全員が3年課程入学であった。

とはいえ、法学未修者のなかには、法学系学部・学科の出身者が相当数含まれており、平成17年度は、51.6%、平成18年度は、68.3%、平成19年度は、65.4%となっている。

（2）第2次選抜試験における社会人経験等を考慮する。

第1次選抜試験の合格者を対象に第2次選抜を実施するが、その可否において、多様な経験・能力を考慮するため、「社会人」については、その「社会人」「資格等」の内容を「面接」（配点割合10%）において評価加点することができるようにしている。また、社会人以外の出願者についても「資格等」の内容を、同様に「面接」において、評価、加点することができるようにしている。

### 6-1-3 公正な入学試験

本法務研究科の入学者選抜の基本方針（アドミッションポリシー）は、公平性、開放性、とりわけ多様性の確保を旨としていることから、出身大学、出身学部のいずれについても優先枠をもうけることなく、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保している。

この点は、『リーフレット』やホームページに記載の「入学者選抜等に関するQ&A」での問いの冒頭、「入学試験において、出身大学や出身学部、年齢による有利・不利はありますか？また、静岡大学からの内部進学や推薦入試制度などの入学枠はありますか？」に対して、「いずれもありません、多様なバックグラウンドをもった受験者に広く開かれた入学者選抜を実施します」と、明確に謳っている。

『学生募集要項』や『リーフレット』では、第1次選抜試験では、「志願者が募集人員の5倍（150人）以上の場合には、書類審査により第1次選抜を行うことがあります」と記載しているが、物理的に可能な限り受験の機会を与えるため、これの実施はできるだけ避けてきた。

平成17年度の入学試験では、97名の志願者、平成18年度の入学試験では、229名の志願者があつたが、第1次選抜試験は全員を合格とした。しかし、206名の志願者があつた平成19年度の入学試験では、第1次選抜試験を実施し、逆転合格はあり得ない成績の志願者を除き、198名を合格とした。

試験問題の作成、とくに法律科目試験である法学既修者認定試験問題の作成にあつては、その問題作成者の一部が、法学科での当該科目の授業を担当しているため、とくに静岡大学人文学部法学科の出身者が有利にならないよう細心の注意をしている。さらに、小論文試験及び法学既修者認定試験の採点においては、完全な匿名性が確保されており、どれが静岡大学の出身者の答案か分からない仕組みとしている。その結果もあり、入学者は、多様な大学、多様な学部出身者でもって占められてる。

なお、各年度の入学者における静岡大学出身者数と割合は次のとおりである。



	総 数	静岡大学出身者	うち静岡大学人文学部 法学科出身者
平成17年度 出 願 者 数	97名	17名 (175%)	12名 (154%)
入 学 者 数	31名	7名 (225%)	4名 (129%)
平成18年度 出 願 者 数	229名	26名 (113%)	20名 (87%)
入 学 者 数	41名	11名 (268%)	9名 (219%)
平成19年度 出 願 者 数	206名	27名 (13%)	21名 (102%)
入 学 者 数	26名	5名 (192%)	4名 (154%)

静岡大学のホームページにおいては、公正な機会の確保という観点から、各年度の「小論文試験」及び「既修者認定試験」について、その問題、試験時間、配点を公表している。さらに入学者選抜試験実施状況についても、志願者総数、第1次選抜試験合格者数、第2次選抜試験受験者数、さらに第2次選抜試験については、合格者数、その男女別、新既卒別、年齢別、国立（うち静岡大学）・公立・私立による出身大学別、学部別、県内・県外の出身高校別、そして法学既修者認定試験の受験者と合格者に係る情報を提供している。

因みに、入学者に対して本法学研究科への寄付等の募集を行っていない。

#### 6-1-4 適正な評価に基づく入学者選抜

本法学研究科は、様々な学問分野を修めた者は社会人等として経験を積んだ者等、多様な人材を積極的に受け入れるため、3年課程を中核とするところであり、入学者の選抜においては、とりわけ多様性の確保を旨としている。

そして、入学者の選抜においては、法律実務家としての論理的な思考力、的確な文章力や表現力、法律実務家の仕事への意欲等を判定するために、適性試験のみならず、志望理由書、学部での成績、社会経験等、複数の観点から行う試験科目としている。

##### (1) 第1次選抜試験

第1次選抜試験の可否は、①独立行政法人大学入試センターが行う法科大学院適性試験（以下、法科大学院適性試験という。）又は財団法人日弁連法務財団が行う法科大学院統一試験（以下、法科大学院統一試験という。）の成績と、②入学志望理由書により総合的に判定する。その配点割合は、①を70%、②を30%としている。

##### (2) 第2次選抜試験

第1次選抜試験の合格者を対象として第2次選抜試験を実施する。第2次選抜試験においては、面接のほか、小論文試験を行っている。小論文試験は、読解力、論理的な思考力、的確な文章力や表現力等を問うものであり、このことは、『学生募集要項』にも明記している。また、過去の小論文試験問題は、これを静岡大学のホームページに掲載している。

この小論文試験の問題作成には、試験問題作成・採点委員が3名担当し、よりの確かつ客観的に問題を作成し、評価できるような体制としている。

第2次選抜試験の可否は、①法科大学院適性試験または法科大学院統一試験の成績、②入学志望理由書、③小論文試験、④面接試験により総合的に判定する。その配点割合は、①を40%、②を10%、③を40%、④を10%としている。

### (3) 法学既修者認定試験

第2次選抜試験に合格した選抜試験を合格した者のうち、出願時に2年課程を希望していた者を対象として実施している。

法学既修者は、3年課程の1年次に配当される法律基本科目の30単位（公法系4単位、民事法系16単位、刑事法系10単位）を履修したものとみなし、修業年限が1年間短縮され、2年次から在籍して授業科目の履修を始めるため、法学既修者認定試験は、1年次に配当されている法律基本科目について合格とするに足りる学力が備わっているかを判定することを目的としている。

したがって、試験科目は、憲法、民法（家族法を除く。）、刑法、民事訴訟法（倒産・執行法を除く。）、刑事訴訟法の5科目であり、いずれも論述試験であり、試験時間は、民法が3時間で、その他は、2時間としている。そして、すべての試験科目について、一定以上の成績をおさめた者を法学既修者として認定することとしている。

### 6-1-5 多様な人材の受け入れる入学者選抜

本法務研究科の入学者選抜の基本方針（アドミッションポリシー）では、とりわけ「多様性の確保を旨とし、法学以外の学部・学科の卒業生や豊富な経験を積んだ社会人等、多様な人材を積極的に受け入れる」こととしている。

そのため、次のような工夫をしている。

(1) 入学定員30名のうち3年課程（法学未修者）を20名以上30名以下とする。

2年課程への入学を希望する者に課する法学既修者認定試験は、第2次選抜試験に合格した者のうち出願時に2年課程を希望していた者を対象として実施しており、その数について10名を上限としている。したがって、入学定員30のうち、法律科目試験を課さない「法学未修者」を20名以上30名以下とし、「多様な人材を積極的に受け入れる」という基本方針を入学定員の内訳において実質化すべく努めている。

平成17年度入学生にあつては、31名全員が3年課程であり、2年課程の入学者はいなかった。翌平成18年度入学生では、41名のうち4名が2年課程に入学した。平成19年度入学生にあつては26名全員が3年課程入学であった。

とはいえ、法学未修者のなかには、法学系額分・学科の出身者が相当数含まれており、平成17年度は、51.6%、平成18年度は、68.3%、平成19年度は、65.4%となっている。

(2) 第2次選抜試験において社会人経験を考慮する。

第1選抜試験の合格者を対象として第2次選抜試験を実施するが、その合否において、多様な経験・能力を考慮するため、社会人については、その「職歴」、「社会活動」、「資格等」の内容を「面接」（配点割合10%）において評価加点することができるようにしている。

また、社会人以外の、大学等の在学者についても「社会活動歴」、「資格等」の内容を、同様に「面接」において、評価、加点することができるようにしている。そのため、これを出願書類の「履歴書」に記載させている。

「社会人」とは、「入学時において、入学卒業後5年以上（さらに大学または大学院に在学した場合は、その期間を参入しない。）就業などの「社会経験」を有する者」である。

他方、「資格等」とは、「自己をアピールする国家資格・団体資格、専門能力等で」、「司法書士、不動産鑑定士、弁理士、社会保険労務士、公認会計士、税理士、医師、薬剤師、企業法務部での勤務経験、裁判所書記官の勤務経験、英語検定、TOEFL、TOEIC、ドイツ語技能検定など語学能力を示す資格、成績など」である。

これら面接試験における加点項目については、それぞれの面接者による統一性を図るため、資格の取得に係る難易度に応じて点数化し、次のような評価基準を設けて、加点することとしている。結果、法学系学部・学科以外の学部を卒業した入学者の割合は、平成17年度では、48.4%、平成18年度では、31.7%、平成19年度では、34.6%

となっており、法学を履修する課程以外の課程を修了した者、又は実務等の経験を有する者が30%を超えている。

## 6-2 収容定員と在籍者数

### 6-2-1 収容定員の堅守

平成19年4月1日をもって、3学年（収容定員90名）がそろった。本研究科の収容定員は90名であるが、在籍者数は93名となっており収容定員を若干上回っている。

#### (1) これまでの学生収容定員と在籍者数の変遷

これまで平成17年度から3回の入学選抜試験を実施したが、収容定員と在籍者数の状況は、次のとおりである。

	志願者	受験者	合格者	入学者	実質倍率	超過率	退学者
・平成17年度入試	97	81	34	31	2.38	1.03	3
・平成18年度入試	229	195	60	41	3.25	1.37	2
・平成19年度入試	206	171	42	26	4.07	0.86	0

- ・平成17年度 学生収容定員30名のところ、在籍者数 31名
- ・平成18年度 学生収容定員60名 (30×2) のところ、在籍者数 69名
- ・平成19年度 学生収容定員90名 (30×3) のところ、在籍者数 93名

なお、2年次へ進級できなかった者は、平成17年度1年次生には31名のうち2名、平成18年度1年次生には35名（退学者2名、休学者1名を除く）のうち5名である。

#### (2) 今後の対応

在籍者数が学生収容定員を上回らないようにするには、毎年の入学者数が学生定員の30名を超えないようにしなければならない。そのためには、各種データに基づき入学辞退者数を正確に予測し、これを織り込んで合格発表者数を決定し、発表することが肝要である。

なお、入学選抜試験による合格者数の決定は、法務研究科委員会にて行うが、その判定に際しての資料及び決定案の作成は、拡大入試専門委員会で行っている。

### 6-2-2 適正な入学者数の維持

在籍者数が90名の学生収容定員を超えないためには、最終的な入学者数が所定の入学定員（30名）と大きく乖離しないようにしなければならないが、実際のところ、これは容易なことではない。

法科大学院入試の特徴は、いずれの法科大学院でも同じような状況が見られるが本校の場合も、複数受験者（とくに首都圏・関西圏・中京圏の法科大学院との併願者）の数が多く、入学試験後の法学既修者認定試験の結果によっても入学者の増減があり、加えて当初は旧司法試験受験生の新司法試験への転換をめざした法科大学院受験といった諸要因があるなど、発表合格者数の推計がきわめて難しいことである。さらにまた、入学手続終了の時期（平成19年度入試の場合は12月21日）が他校の補欠合格発表と絡むなど、不確定要因を多数抱えているのが現状である。

初年度は、設置認可との関係で入学試験の時期が遅くなり、多くの不確定要因を捨象することができたが、他校と競合した翌平成18年度つまり実質的な初年度は、入学見込み者の推計に確度を欠いた点があった。平成19年度は、この点を反省し、推計をかなり絞り込み、精度を上げることに成功したが、入学式までの入学辞退者については、なお読み切れなかったところがあり、逆に定員を満たすことができなかった。補欠合格による入試低

位点数者の入学を回避し、合格者の水準を確保しようとしたことが一因ともなっている。

3回の入学選抜試験を実施するなか、入学選抜試験の成績順位において、入学手続きをしない者（入学辞退者）の割合に一定の法則性があることが分かったこともあり、これを勘案することで、次年度以降は、合格者発表数の推計に関して精度が上がり、最終的な入学者数が所定の入学定員と乖離しないようにすることができるものと考えている。

以上のような見地から、現段階では、とくに実際の入学者受入れ入学定員との乖離がなくなる方向にあり、入学定員の見直しをする必要はない。

## II 特色ある取り組み・改善点など

### 1 特色ある取り組み

「多様性の確保を旨とし、法学以外の学部・学科の卒業生や豊富な経験を積んだ社会人等、多様な人材を積極的に受け入れる」入学者選抜の基本方針（アドミッションポリシー）のもと、法学を初めて学ぶ者を対象とする3年課程を教育課程の中心に据え、これの入学学生定員を30名のうち20名（以下）とし、第2次選抜試験における社会人経験等を考慮することとしている。こうして多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹実務家として送り出すべく、入学選抜制度を運用している。

### 2 改善を要する点

過去3年間の入学者が、30名の入学定員との関係では、大きく波がある。いわゆる歩留まりを正確に推計することは容易なことではないが、これまでの経験を踏まえ、精度を上げ、入学定員どおりに落ちつかせる必要がある。

## 第7章 学生の支援体制

### I 基準ごとの分析

#### 7-1 学習支援

##### 7-1-1 履修指導体制

#### 1 1年次生に対する履修指導等

##### (1) 教務ガイダンス

入学時の4月の初頭、教務委員長が、3年課程の入学学生を対象に、学修関係、学生生活関係、施設利用関係などに必要事項について、『法科大学院便覧』、『法科大学院シラバス』『法科大学院授業時間割』など配布した関係資料を使いながら、とくに履修申告に係わり、①授業展開の全体像の説明、②修了に必要な履修基準、③履修の仕方などの教務ガイダンスを行っている。平成19年度は、4月6日（金）午後1時30分から2時間程度実施した。

1年次に、法律基本科目を始め開講されている授業科目は、すべて必修科目であるため、履修の仕方という点での履修指導は限られたものである。そこで、個別の授業科目（必修科目）については、それぞれの授業の初回に、それぞれの授業の概要や目標、授業の方法について、担当教員が講述することとなっている。また、これらは、『法科大学院シラバス』に、毎回の講義の計画の概要と併せ、記載している。

そして、学生が法学の学習をスムーズに行うには、法令の仕組みや見方、六法全書の見方、判例の仕組みと判

例集の読み方、それらの検索といった技術面の修得が不可欠である。そこで、これらを学ぶ「法情報調査」については、1年次の初期の段階に集中的にセットし、週3回で5週、5月末には終了するよう工夫をしている。

#### (2) 新入生対面式

入学式終了後、新入生と教員とが一堂に会して、対面式を行っている。研究科長が、本法学研究科の校是ともいべき「善と正義は我とともにあり」の趣旨を語り、法曹となるべき者、学修の心構えを説き、その後、指導教員（学生10名単位）の紹介がなされる。当日の夕方からは、学長をも招待し新入生と教員との懇親会を催し、教員と学生との対話を図り、入学定員30名という小規模な法科大学院のメリットを活かし、親密な関係作りに努めている。

#### (3) 事前学習ガイダンスの実施

本法学研究科の教育体系のなかに「法学入門」的な授業科目が置かれていない。そこで、法学未修者が4月からの法学基本科目の学修に速やかに取りかかることができるようにと、暫定的措置であるが、「事前学習ガイダンス」を、法学既修者認定試験の実施日（2日間）に、行っている。

その内容は、次のとおりである（平成19年度入学予定者）。

#### 第1日目 平成19年1月13日（土）

午後1時～16時

##### (1) 法を学ぶにあたって

担当 田中克志（民法）

- ・事前学習ガイダンスの趣旨
- ・「法的紛争」とはなにか、その解決方法は
- ・裁判規範としての法
  - ・法源としての法
- ・法の適用と解釈

#### 第2日目 平成19年1月14日（日）

午前10時～12時30分

##### (2) 民事法を学ぶにあたって

担当 伊藤博史（実務家教員・弁護士）

午後1時30分～16時

##### (3) 刑事法を学ぶにあたって

担当 古口 章（実務家教員・弁護士）

#### (4) 裁判傍聴の機会の提供

さらに、法学未修者に、学修上のモチベーションを高めるために、裁判の実際を体験させることをしており、入学までに、実務家教員（弁護士）の案内による静岡地裁での裁判傍聴の機会を設けている。

## 2 2年次・3年次に対する履修指導等

2年課程への入学となる法学既修者については、3年課程の2年次生と合流し、3年課程における2年次配当の授業科目から履修することになる。そこで、教務委員長による教務ガイダンスにおいても同じに行われる。平成19年度は、4月5日（木）午後1時30分から2時間程度実施した。

学修関係、学生関係、施設利用関係などが内容であるが、2年の配当科目も大半が必修科目である。2年次からは、理論と実務、実体法と手続法の架橋を図る総合演習系の科目が入ってくるため、とくにこれの意義につ

いて説明している。その具体的な内容については、それぞれの総合演習科目の担当者に委ねられる。必修科目が大半であるから履修の仕方という点では、説明すべきことは少ない。

2年次に配当されているエクスターンシップについては、あらかじめ研修希望先についての意向調査をしたうえで、研修先と交渉し受け入れを依頼する。実施にあたってはエクスターンシップ担当教員が同席し、教務委員長がエクスターンシップの意義、守秘義務を始め、研修先での注意事項、実務研修記録の記載方法などについて、事前指導を行なう。

3年次には、選択科目が大半を占めることになるが、授業科目選択の参考として、あるべき法曹実務家像による履修モデルを『学生便覧』に掲載している。

教務ガイダンスは、平成19年度は、4月6日（金）午前10時30分から1時間30分程度実施した。これらガイダンスにおいて、個々の授業科目の「授業概要と目標等」、「授業の方法」、そして毎回の講義に関する「講義計画」等を掲載した『法科大学院シラバス』とともに、本法務研究科での教育の理念・目標、それにそった教育体系、履修の方法などを周知させるため、その点を詳述した『法科大学院学生便覧』を毎年配布している。

### 3 講演会・談話会・研究会等の開催

また、学生の学修への意欲を高め、あるいは視野を広げ、又は勉学の仕方や将来目指す法曹実務家の有り様など、正課での教育・学習効果を高めるため、法科大学院主催で、種々の講演会、研究会等を開催している。そのほか、本法務研究科及び法学科の教員と弁護士や銀行関係の法務担当者が会員である「静岡民事法研究会」への参加も呼びかけている（年に3～4回であるが、学生10～15名の参加）。

#### (1) 講演会・談話会（学内）など

- ① 平成17年7月1日（金）16:30～18:30 院生談話室 学生参加者30名  
「生命倫理について」  
・松田純（人文学部教授・倫理学）
- ② 平成18年1月20日（金）教員共同研究室 学生参加者10名  
「アメリカ法務事情」  
・Paul Golden（ニューヨーク州弁護士）  
「日本の法曹マーケットの国際化」  
・Kay-Wah Chan（マッカーリー大学大学院アジア言語研究科教授）
- ③ 平成18年4月21日（金）17:40～19:00 院生談話室 学生参加者30名  
「会社は誰のものか？ーコーポレントガバナンス考」  
・佐藤博明（静岡大学名誉教授・会計学）
- ④ 平成18年10月27日（金）17:00～19:00 教員共同研究室 学生参加者10名  
「企業の国際法務経験から」  
・沖崎 聡（三洋電機法務本部長（当時）、ニューヨーク州弁護士）
- ⑤ 平成19年2月21日（水）人文学部B401 15:00～17:00 学生の参加者35名  
「裁判官の仕事」  
・宮岡 章（静岡地裁判事）  
・戸室壮太郎（静岡地裁判事補）
- ⑥ 平成19年6月6日（金）18:00～20:00 法廷教室 学生の参加者47名  
「司法修習生に経験を聴く」  
・望月宣武（司法修習生）  
・桂川 瞳（司法修習生）

## (2) 国際シンポジウム (学外)

①平成18年3月26日 (日) ホテルセンチュリー静岡 学生の参加者15名

「国際化が進む地域社会 法律家にどのような役割が期待されるか」

- ・望月幸男 (スズキ (株) )
- ・伊藤知生 (ヤマハ (株) )
- ・王 冠璽 (浙江大学)
- ・朱 曄 (浙江大学)
- ・張 紅 (岡山大学・中国弁護士)

《資料1-1-10：第1回国際シンポジウムリーフレット》

②平成19年2月18日 (日) グランシップ 学生の参加者16名

「地域社会の国際化と法律家の役割—法的支援の現状と課題」

- ・二宮正人 (サンパウロ大学法学部教授・弁護士)
- ・高貝 亮 (弁護士)
- ・齋藤 誕 (行政書士)
- ・イシカワ エウニセ アケミ (静岡文化芸術大学助教授)

### 7-1-2 学生への相談体制

本研究科が養成を目指す法曹実務家として求められる専門的能力の修得に関わって、学生に対する学習上の支援として、つぎのような多様な体制を組んでいる。

#### 1 指導教員制度

学生の学習を始め学生生活全般についての相談を受け、他方、助言など支援をする体制として指導教員制度を設け、学籍番号順に機械的ではあるが、学生10名に1人の割合で、指導教員を割り振り、これを修了時まで継続するものとしている。

各指導教員は、入学式の終了後に行われる対面式において、学生に紹介し、その後の、懇親会にも参加し、学生と交流を図ることにより、入学時から相談を受け容れやすいようにしており、指導要員と学生との日常的な相談に応じている。

#### 2 面談時間 (オフィスアワー) の設定

個々の授業、試験結果、成績などに関する相談、質問、あるいは助言などについては、すべての教員が面談時間 (オフィスアワー) を定め、これをシラバスに記載している。面談場所は、もっぱら研究室である。従前は、法科大学院棟2階に教員共同研究室があり、複数の学生達との面談もできたが、これが平成19年3月に院生自習室に転用されたため、専用面談室の確保については、場所的に厳しい状況にある。

個々の学習相談は、面談時間 (オフィスアワー) 以外の時間帯にも、各教員と学生とが時間を調整して頻繁に行われている。

#### 3 全員面談制度

1年次の前学期が終了し、成績が出そろったところで、教務専門委員長や前学期に配置された授業科目の担当教員など複数の教員が1年次の学生全員と各々15分程度の面談を実施している。各学生の全体の成績評価、学習への取り組み状況、その他学生生活一般についての状況を把握し、他方、学生からの要望などを聴取している。平成19年には、3年次生について、早々に、全員について面談をし、状況を把握することが、6月14日 (木) に

行われたFD全体会議で決定された。

#### 4 総合演習などの活用

2年次配当の公法、民事法、刑事法の各総合演習は、理論と実務を架橋するため、1クラス15名前後の少人数クラスであり、双方向・多方向の授業展開を行う授業科目である。したがって、学生と担当教員との関係は密であって、そうした関係から、受講学生に係る学習相談、助言などが個別になされ、上記の支援制度の補強的な役割を担っている。

#### 5 教務委員長との相談

個々の学生の学習相談ではなく、学習環境などの制度に係る要望、意見、相談などは、これを所掌する教務委員長が窓口になり、教務委員長の一存で処理できない場合には、教務委員会での検討を経た上で、研究科長の決裁又は研究科委員会に付して審議・検討している。

したがって、学生生活に係る事務を所掌する委員会と委員長の存在と担当事項を学生便覧に記載し、ガイダンス時にも学生に周知させている。

#### 6 翔葉会（学生自治会）との懇談

学生自治会である翔葉会の執行部と本法務研究科の研究科長他、教務専門委員長、学生専門委員長などとの定期的な懇談会を持ち、学生からの要望など受けている。そのなかで、勉学環境の改善などの意見・要望も頻繁にだされており、教員の側も、個々の学生の問題としてではなく、学生全体の問題として対応している。

#### 7 学生意見提案箱

平成19年度5月から、広く学生の意見を聴くために、法科大学院棟2階の廊下に学生意見提案箱を設け、意見提案を受けてから原則として2週間以内で回答する体制をとっている。

##### 7-1-3 教育補助者

現在、教育補助者として専任の者はいない。従前、平成17年度に実施された刑法Ⅰ（4単位）及び刑法Ⅱ（2単位）が外部講師による集中講義とせざるを得なかったため、学生の学習支援のために教育補助者として、法学科の刑法の教員（平成19年4月より本法務研究科に赴任）に協力を依頼した。また、静岡県弁護士会の所属弁護士により、一部の授業科目で教育補助を受けた。

FD全体会議でも検討課題となっており、静岡県弁護士会などにも協力要請をしながら、将来的には、本法務研究科の修了生をTAとするなど、教育補助者による学習支援体制の実現に向けて努力をすることとしたい。

##### 7-2 生活支援等

###### 7-2-1 相談・助言・支援の体制整備

本法務研究科は、学生が在学期間中、学生の学習支援・相談と併せ、経済的支援及び学生生活に関する相談・助言などに関し、次のような支援体制を組んでいる。

###### 1 相談・助言など支援体制

###### (1) 指導教員制度

学生の学習を始め学生生活全般についての相談を受け、他方、助言など支援をする体制として指導教員制度を設け、学籍番号順に学生10名に1人の割合で、指導教員を割り振り、これを修了時まで継続するものとしている。



## (2) 全員面談制度

1年次の前学期が終了し、成績が出そろったところで、教務委員長や前学期に配置された授業科目の担当教員など複数の教員が1年次の学生全員と各々15分程度の面談を実施している。学生の全体の成績評価、学修への取り組み状況が中心であるが、学生生活一般についての状況をも把握し、学生からの相談ごとや要望などを聴取している。

## (3) 総合演習などの活用

2年次配当の公法、民事法、刑事法の各総合演習は、理論と実務を架橋する要の、それゆえ1クラス15名前後の少人数クラスであり、双方向・多方向の授業展開を行う授業科目である。したがって、学生と担当教員との関係が密であり、そうした関係から、受講学生に係る学習相談、助言のほか、生活上の相談なども個別になされ、上記の支援制度の補強的な役割を担っている。

## (4) 学生委員長との相談

個々の学生の相談ではなく、学習上以外の生活環境に係る制度に対する要望、意見、相談などは、これを所掌する学生委員長が窓口になり、学生委員長の一存で処理できない場合には、学生委員会での検討を経た上で、研究科長の決裁又は研究科委員会に回付して審議・検討している。

したがって、学生生活に係る事務を所掌する委員会と委員長の存在と担当事項については、学生便覧に記載し、ガイダンス時に学生に周知させている。

## (5) 翔葉会（学生自治会）との懇談

学生自治会である翔葉会の執行部と本法務研究科の研究科長他、教務委員長、学生委員長などとの定期的な懇談会を持ち、学生からの要望など受けている。学生生活に係る意見・要望も頻繁にだされており、教員側も個々の学生の問題としてではなく、学生全体の問題として対応している。

## (6) 学生意見提案箱

平成19年度5月から、広く学生の意見を聴くために、法科大学院棟2階の廊下に学生意見提案箱を設け、意見提案を受けてから原則として2週間以内で回答する体制をとっている。

## (7) 静岡大学保健管理センター等の相談窓口

表記センターでは、医師、カウンセラー、保健師、看護師が、身体面や精神面の健康相談・カウンセリングに応じている。その他、学生相談室においても、精神的・内面的なことがらについての相談を受け付けている。いずれも全学的な施設である。なお、本法務研究科には、専門のメンタル相談員はおいていない。

## (8) セクシュアル・ハラスメント防止対策

セクシュアル・ハラスメント防止対策委員は、これまで女性教員が務め、教務ガイダンスの際などに講演活動をし、相談窓口としての役割を担っている。

なお、静岡大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程は、法務研究科長に対して、「当該部局におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントが発生した場合は、迅速かつ的確な対応をしなければならない」責務を課している（第4条2項）。

## 2 経済的支援

### (1) 学業支援

学業を遂行するための経済的負担を可及的に軽減する方策として、授業に必要な資料の複写に対して、学生1人当たり1000枚分（1万円相当）を補助している。

### (2) 奨学金

#### (a) 日本学生支援機構の奨学金

第I種及び第II種をあわせ、希望者全員に貸与がなされている。平成17年度は、第I種が9名、第II種が4

名、併給が7名の計20名、平成18年度は、第Ⅰ種が12名、第Ⅱ種が5名、併給が5名の計22名、そして、平成19年度は、第Ⅰ種が9名、第Ⅱ種が9名、併給が2名の計20名（在学申請を含む）である。

(b) 静岡大学法科大学院奨学金

「静岡大学法科大学院支援協会」を通じて地域各界から寄せられた寄付金によってまかなわれている奨学金であり、成績優秀者に対して、各学年3名、一人当たり30万円が給付される。

(c) S L S C奨学金

静岡リーガルサポートセンター株式会社が給付する奨学金であり、月額5万円で1年間支給される。

(3) 入学金・授業料免除

入学科及び授業料免除については、授業料の免除として、平成17年度には、授業料の半額免除が前期3・後期3、平成18年度には、入学科全額免除が1、授業料全額免除が前期2・後期1、授業料半額免除が前期3・後期5、平成19年度には、入学科半額免除が1である。

### 7-3 障害のある学生に対する支援

現在、身体に障害のある学生は在籍していないが、準備も含め、以下のような支援体制にある。

(1) 受験関連

入学志願者が、身体に障害を有する場合、事前相談に応じることとしている。これについては、『学生募集要項』（平成20年度）に次のように記載している。

この事前相談に基づき、状況に応じた措置をすることで、身体に障害ある者に対しても、等しく受験の機会を確保することとしている。

(2) 支援・設備

本学は、小高い山を切り開き、造成した敷地に、校舎が建設されており、静岡市街地や駿河湾が展望できる風光明媚なロケーションではあるが、坂道や階段が多く、健常者であっても、決して平坦な環境ではなく、大学敷地の状況自体がバリアで溢れているといっても過言ではない。したがって、「身体的な理由等の特別の事由がある者」については、例外的に、車による構内への乗り入れ、移動が認められている。

本法学研究科の専用校舎（法科大学院棟）及び法廷教室や演習室、法政資料室などがある人文学部棟は、近接するとはいえ両建物の敷地間に建物一階程度の段差があり、両建物は、緩やかな道路で結ばれている。

大学敷地のなかでもっとも高い場所に位置する人文学部棟は、6階建てのA棟、5階建てのB棟、そして4階建てのC棟からなるが、これら3棟は構造的に接着している。A棟には、屋根付きの車寄せとボタン式の自動開閉入口が、C棟の入口は自動開閉口が、そしてA棟の正面玄関にはエレベータが設置されているため、車椅子を利用する学生に対応可能な設備となっている。

他方、3階建てであるが、1階に自習室、2階に自習室、院生談話室、事務室及び院長室がおかれている法科大学院棟は、従前、教育学部の事務・管理棟でありエレベータなどが設置されている教育学部の建物とは渡り廊下で繋がっている。しかし、法科大学院棟自体には、エレベータなどの設備はないため、車椅子でもって、法科大学院棟の玄関から2階へ上がることはできない。そこで、車椅子利用の学生には、現時点では1階の自習室を利用させることになる。

こうした設備状況を改善するため、人文学部棟の敷地から法科大学院棟2階へ車椅子で移動可能なように渡り廊下の設置を全学に要請しているところである。

(3) その他の支援

設備以外の学習上の支援については、入学した学生の状況に応じて、具体的な支援策を検討することになる。

## 7-4 職業支援（キャリア支援）

本法務研究科では、平成20年3月に、第1期生が修了するため、現段階では、修了後の具体的な職業支援が行われたものでないが、これに向けての体制を構築しつつある。

### 1 職業支援の担当委員会等の設置

修了後の進路指導など職業支援を担当する委員会として、進路指導対策専門委員会を設けている。

所掌事項のうち、「司法試験の受験指導」とは、司法試験の日程、試験問題その他、司法試験に関する情報を収集し、学生に提供すること、あるいは修了生が司法試験の受験までの相談窓口などの役割が想定されているのであって、答案練習などの受験対策を所掌するものではない。

「就職支援活動」では、法律事務所な企業、自治体などからの就職情報の入手、整理、提供、さらに就職先の法律事務所などの開拓といった活動を予定している。また、Web等を通じて修了生に係る情報を外部からアクセスすることができことも必要である。

以上のような情報の閲覧、相談活動を行う就職支援室を第1期生が巣立つ平成20年3月に向けて設置すべく準備を進めているが、十分な場所の確保は厳しい状況ではある。

### 2 指導教員・実務家教員など

修了時まで受け持ち学生を担当する指導教員も、将来の進路に関する相談、助言にあたる体制にはなっていない。

本法務研究科では、現職の弁護士である5名の専任実務家教員のほか、非常勤ではあるが、多数の弁護士のほかに、民事実務基礎では、裁判官、刑事実務基礎では、検察官が教育にあたっている。このように多数の法律専門家に教育にあたってもらっているのは、教育的観点のほか、さまざまな法曹実務家を知る機会を設けることで、学生が、目指すべき将来の法曹実務家像に関し、主体的に自覚することも期待している。

とくに弁護士である実務家教員にあつては、担当する授業が総合演習やロイヤリングといった、少人数教育に携わっていることもあり、学生との関係がすこぶるよく、法曹実務家という学生の将来の進路に関わる相談が持ち込まれ、面談時間（オフィスアワー）に関わりなく、研究室のみならず法律事務所へ招いている例もある。

### 3 エクスターンシップの活用

本法務研究科では、エクスターンシップとリーガルクリニックとを選択必修科目としており、現在の3年次生全員がエクスターンシップを履修した。エクスターンシップは、本来、「法務を中心に研鑽を積み、学習意欲を喚起するとともに、広い意味でのリーガルマインドを養うこと」をその目的とする。しかし、受け入れ先として、今後、本法務研究科の修了生が地域を担う法曹実務家として活躍するであろう法律事務所のみならず、民間企業（製造業3社、金融業1社）及び自治体（県庁及び静岡市役所）を用意しているのは、併せ、学生が、目指すべき将来の法曹実務家像について、主体的に自覚する機会ともしているからである。

### 4 講演会等の開催

また、学内外において、社会で活躍している外国人弁護士、企業法務担当者、裁判官などによる講演会、談話会、シンポジウムなどを授業の終了後に開催し、紹介するなかで、学生が目指すべき法律実務家の仕事・活動などを理解する機会を提供している。第7章「学生の支援体制」において、触れたところである。

## II 特色ある取り組み・改善点など

## 1 特色ある取り組み

本法務研究科は学生数も少なく、教員との距離が近く、授業以外で頻繁に学生が教員と話す機会が多い。指導教員制度や全員面接のほか、このような個別の信頼関係の中で相談や助言が多数行われている。このような個別の相談等で各教員が研究科として対応すべき問題と考えるものについては、研究科委員会において発言し処理している。

## 2 改善を要する点

- ① 教育補助者については、その必要性を認識しつつも、人材面や財政面で現在手当てできていないが、今後の卒業生の活用等も視野に入れつつ充実をしていきたい。
- ② 身体障害者の受け入れについては、現在施設面で支障が存在しているが、できるだけ早く施設改善の着手を行いたい。
- ③ 就職支援室の場所確保にさらに努力・工夫をする必要がある。

# 第8章 教員組織

## I 基準ごとの分析

### 8-1 教員の資格と評価

#### 8-1-1 適正な教員配置

本法務研究科は、1専攻（法務専攻）からなっている。学生は、入学定員30名であり、そのうち、3年課程が20名以上、2年課程は、10名以下である。したがって学生収容定員は、90名であるが、実際の在籍学生は、93名であり、2年課程生は、3年次に4名在籍するのみである。

これに対して、教員数は、平成20年4月には、22名となる計画であるが、平成19年5月現在、20名である。20名の教員の内訳は、研究者教員が14名、実務家教員が6名であり、これに静岡大学人文学部法学科から兼任教員が4名、その他学外からの兼任教員が17名の21名を加えて総計41名という、学生収容定員90名（あるいは在籍数93名）に比して、厚く教員を配置している。

本法務研究科の教育上の理念・目的は、国際化するなかで生じる地域特性的な案件にも対応しうる法務の能力を備えた地域社会を担う法曹実務家を養成し、地域に貢献することにある。こうした教育上の理念・目的から、まずは地域社会を担う法曹実務家としての基盤的能力を養う法律基本科目群や実務基礎科目群の属する授業科目を教育上主要な授業科目として位置づけ、したがって、これらの授業科目は、必修科目又は選択必修科目としている。

そこで、教育上主要と認められる科目から構成されている法律基本科目群及び実務基礎科目群に配置された授業科目を担当する研究者教員及び実務家教員をバランスよく置いている。

#### 8-1-2 優れた専任教員

本法務研究科においては、41名の教員が教育にあたっているが、そのうち、専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者（研究者教員の場合）又は専攻分野について、特に優れた知識又は経験を有する者（実務家教員の場合）であって、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導力があると認められる者を、専任教員として、配置している。

本法務研究科の20名の教員については、経歴、専門領域、研究業績、公的活動・社会貢献活動などが静岡大学（本法務研究科）のホームページに掲載されている。本法務研究科を紹介するリーフレットには、スペースの関係上、研究業績は記載していない。本学人文学部法学科所属の兼任教員と学外からの兼任教員については、その氏名と担当授業科目と所属などを静岡大学（本法務研究科）のホームページに記載しているが、兼任教員教員については、さらに、経歴、専門領域、研究業績、公的活動・社会貢献活動などの詳細項目へとリンクすることができる。

なお本法務研究科に所属する20名の教員のうち、6名の研究者教員（設置基準上必要とされる専任教員12名のうち2名）が、本学人文学部法学科の専任教員の数として算入されている。

（1）研究者教員14名の各科目群への配置は以下のとおりである。

#### ① 法律基本科目群

授業科目の担当が8名であり、憲法専攻1名（教授）、行政法専攻1名（教授）、民法専攻3名（教授）、商法専攻1名（教授）、刑法専攻1名（准教授1名）、民事訴訟法1名（教授）である。これらの研究者教員は、設置基準上必要とされる専任教員である。なお、刑事訴訟法については、平成19年度（後期）、平成19年3月をもって退職した准教授が非常勤講師として担当するが、平成20年4月には、刑事訴訟法担当者1名（准教授）が赴任する。

#### ② 実務基礎科目群

派遣裁判官（民事）及び派遣検察官（刑事）が担当する授業科目についてそれぞれ民事訴訟法及び刑法を専攻する教員がアシスタントを担当している。

#### ③ 基礎法学・隣接科目群

授業科目の担当として、比較法専攻1名（教授）と法社会学専攻1名（教授）の2名である。

#### ④ 展開・先端科目群

授業科目の担当として、労働法1名（教授）、国際法専攻1名（准教授）の2名である。このうち1名が設置基準上必要とされる専任教員である。

（2）実務家教員6名の各科目群への配置は以下のとおりである。

5名の実務家（弁護士）教員がおり、内訳は、法律基本科目群に属する総合民事演習に2名、総合刑事法演習に2名、実務基礎科目群に属するロイヤリングに1名である。なお、総合刑法演習担当中の1名が実務基礎科目の一つである局業倫理をも担当する。3名の実務家（弁護士）教員がリーガルクリニックの担当でもある。さらに、先端・展開科目群については、税法関係科目を実務家（税理士）教員が担当している。そして、6人の実務家教員のうち3名が設置基準上必要とされる専任教員である。

## 8-1-3 教員人事のシステム

### 1 専任教員

本法務研究科では、専任教員の採用及び昇任については、「静岡大学大学院法務研究科教員選考規程」とこれに基づく「静岡大学大学院法務研究科教員の採用の選考についての内規」、そして、「静岡大学大学院法務研究科教員の昇任についての内規」、「静岡大学大学院法務研究科任用・昇任における業績評価の基準に関する内規」に従って、これを行うこととしている。

（1）選考の手続き

専任教員の選考は、人事専門委員会がこれを行い、人事専門委員会が適任と認める者を研究科委員会に推薦し、研究科委員会が候補者を決定する。人事専門委員会は、研究科長のほか、研究科の専任教員3名をもって構成する（規程1条、2条）。

（2）選考の基準

選考における資格基準のうち、「教育上の指導能力等」に関しては、つぎのように規定している。

専任教授及び専任准教授にあつては、いわゆる研究者教員の場合、専門分野について、教育上相当の業績を有すること、他方、実務家教員の場合、専門分野における相当の実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有することとし、いずれにあつても、「その担当する専門分野に関し法科大学院にふさわしい高度の教育上の指導能力を有すると認められる者」としている（規程4条、5条）。

教育経験という観点からは、研究者教員にあつては、これが5年以上を原則とし、他方、実務家教員にあつては、実務経験が5年以上を原則とする（内規（教授）(1)(3)）。他方、専任の准教授の場合、それぞれ3年以上を原則としている（内規（准教授(1)(3)））。

専任の助教にあつては、「その担当する専門分野に関し法科大学院にふさわしい教育上の指導能力を有する」ものとしているが（規程6条）、教育経験を要求していない。

## 2 その他の教員

平成18年度及び平成19年度における兼任教員及び兼任教員については、設置認可申請における教員審査を経た者であるが、平成20年度以降の採用に関する基準及び手続きについては、次のとおりである。

### (1) 兼任教員（学内非常勤講師）

現段階では、採用に関する基準及び手続きについては、現段階では、「内規」が制定されていないが、専任教員に準じて取り扱うものとする。

### (2) 兼任教員（学外非常勤講師）

兼任教員（非常勤講師）の採用に関しては、「静岡大学大学院法務研究科非常勤講師の任用に関する内規」により、これを行うこととしている。

## 8-2 専任教員の配置と構成

### 8-2-1 専任教員の配置状況

#### 1 専任教員の数と職名

本法務研究科の学生収容定員は90名（入学定員30名）であることから、設定基準上必要とされる専任教員数は12名であるが、現在（平成19年4月1日）、これを8名上回る20名の専任教員を配置し、展開・先端科目などにも対応できる体制をとっている。

20名のうち6名が人文学部法学科の専任教員にも含まれているが、他の14名は本法務研究科に限り専任教員として取り扱われている。

実務家教員については、設置基準上3名（12名×0.2=2.4名）が必要数であるが、実務系科目を重視し、6名（弁護士5、税理士1）を配置している。

また、必要とされる専任教員12名のうち教授が11名であり、准教授は1名であるし、20名の教員にあつても、教授が16名、准教授が4名であつて、教育・実務経験が豊富な教授が半数以上を占めている。

#### 2 専任教員の担当授業科目

本法務研究科において設置基準上必要とされる12名の専任教員のうち、法律基本科目を担当するのは、「憲法」が教授1名、「行政法」が教授1名、「民法」が教授3名、「商法」が教授1名、「民事訴訟法」が教授1名、そして「刑法」が准教授1名となっている。いずれの教員も設置認可申請において、「可」の判定を受け、研究業績に劣らず豊富な教育経験を積んでおり、いずれも担当科目を適切に指導する能力がある。

ただ、「刑事訴訟法」の担当については、平成19年3月に本法務研究科を退職した准教授が、平成19年度の刑

事訴訟法の非常勤講師を務めるが、平成20年度には、「刑事訴訟法」担当の准教授が赴任予定である。平成19年度は、刑事系の実務家教員が学生の学習上の支援を行う。

以上、法律基本科目である憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法の、刑事訴訟法を除く五法については当該科目を適切に指導することができる専任教員が置かれている。

本法務研究科では、設置基準上必要とされる専任教員12名を超えて20名の専任教員を配置し、本法務研究科の教育上の理念・目的を実現すべく、国際的・比較法的な視野、感覚を身につけることに資する比較法、国際法、法社会学をはじめ、地域の企業法務や市民関連法務に関する能力の涵養を図る、労働法、税法、及び保険法についても、専任教員をバランスよく配置している。

### 8-2-2 バランスのよい教員配置

国際化するなかで生じる地域特性的な案件にも対応しうる法務の能力を備えた地域社会を担う法曹実務家を養成し、地域に貢献するという教育上の理念・目的から、まずは地域社会を担う法曹実務家としての基盤的能力を養う法律基本科目群や実務基礎科目群の属する授業科目を教育上主要な授業科目として位置づけている。

そこで、本法務研究科に設置基準上必要とされる12名の専任教員の配置については、かかる理念・目的にそって、法律基本科目や実務基礎科目に重点的をおいたが、展開・先端科目についても配慮し、適正な科目別配置等を心がけた

設置基準上必要とされる12名の専任教員についての担当授業科目は、研究者教員については、法律基本科目群授業科目のうち、憲法1名、行政法1名、民法3名、民事訴訟法1名、刑法1名、そして労働法1名であり、実務家教員については、法律基本科目に属する総合民事法演習に2名、総合刑事法演習に1名であるが、実務家教員は、実務基礎科目に属する、職業倫理やリーガルクリニックを担当する。

さらに、本法務研究科の教育上の理念・目的を実現すべく、法律基本科目や実務基礎科目を担当する研究者教員・実務家教員のみならず、国際的・比較法的な視野、感覚を身につけるために資する比較法、国際法、法社会学をはじめ、地域の企業法務や市民関連法務に関する能力の涵養を図る、税法及び保険法といった、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目についても、学内措置による8名の教員を配置することとした。

専任教員の年齢においても、実務家としても研究者としても経験豊富な50歳代を主力（8名）とし、それに次ぐ40歳代（4名）が加わるという理想的な構成となっている。

20名の教員全体についても、60歳代2名、50歳代9名、40歳代7名、そして30歳代1名（研究者教員）と年齢構成に著しい隔たりはない。

研究者教員は、60歳代1名、50歳代5名、40歳代7名、30歳代1名、実務家教員は、60歳代が1名、50歳代5名である。

### 8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

必要とされる実務家教員の3名（ $12 \times 0.2 = 2.4$ 名）は、いずれも民事と刑事であり、いずれも30年以上の実務の経験を有し、かつ高度の実務の能力を有する弁護士である。そのうち1名は、みなし専任教員である。

その他、実務経験30年以上のベテランの弁護士2名と税理士が、学内措置による実務家教員として、その実務経験を生かす授業科目を担当している。このうち2名の実務家（弁護士）教員は、みなし専任である。

いずれにあっても、みなし専任教員は、次表のとおり、1年につき6単位の授業科目を担当し、研究科委員会の構成員として教育課程の編成その他法務研究科の組織の運営について責任を負っている。

### 8-4 専任教員の担当授業科目の比率

本法務研究科の教育上の理念・目的は、国際化するなかで生じる地域特性的な案件にも対応しうる法務の能力を備えた地域社会を担う法曹実務家を養成し、地域に貢献することにある。こうした教育上の理念・目的から、まずは地域社会を担う法曹実務家としての基盤的能力を養う法律基本科目群や実務基礎科目群の属する授業科目が教育上主要な授業科目として位置づけ、したがって、これらの授業科目は、必修科目又は選択必修科目としている。そこで、この教育上主要と認められる授業科目に、「8-2-2に係る状況」において記載したように、設置基準上必要とされる12名の専任教員を重点的に配置した。

ここに「専任教員科目担当一覧」の法律基本科目と実務基礎科目の部分のみ再掲すると、法律基本科目に属する授業科目は、16科目あるが、公法、民法、及び刑事法の総合演習は、2クラス設けられているから、延べ開講科目数でみると、21科目となる。

平成19年度にはこれがすべて開講されるが、この授業科目のうち、担当者が専任教員でないのは刑事訴訟法（4単位）、共同授業方式である総合民事法演習Ⅲ（A・B）と総合刑事法演習（A・B）である。したがって、延べ開講授業科目21科目のうち、1科目のすべてと2科目の半分が専任教員以外の教員によって担当されることになるので、専任教員担当比率は、90.5%（ $(21-2) \div 21$ ）となる。

他方、実務基礎科目では、リーガルクリニックとエクスターンシップは、特殊であるが、10名の担当者のうち、8名が専任教員であるから、専任教員担当比率は、80%（ $2 \div 10$ ）となる。他の実務基礎科目については、5科目が開講されるが、ロイヤリングは2クラスあるので延べ開講科目は、6科目である。そのうち、専任教員が担当されるのは、実質的に1科目である。したがって、専任教員担当比率は、16.7%と低い。しかし、この5科目についても、2科目を除いて、3科目は、学内措置による専任教員が担当しているのであって、専任教員担当比率は、60%（ $3 \div 5$ ）となる。

そこで、平成19年度に開講される「教育上主要として認められる授業科目については」、70%以上が、専任教員によって担当されるとみてよい。

## 8-5 教員の教育研究環境

### 8-5-1 教員の授業負担

本法務研究科の20名の教員のうち5名の実務家（弁護士）教員を除く15名が、本法務研究科の授業以外に、人文学部法学科の授業を担当している。

平成19年度における教員の授業負担について、平成19年4月に赴任した一人が30単位となっているが（従前からの非常勤講師を直ちに止める訳にはいかない事情がある。）、それ以外は、30単位未満ではあるが、全員を20単位以内におさめることはできていない。

### 8-5-2 研究専念期間

本法務研究科は、入学定員及び学生収容定員に比して相対的に多い20名の教員を配置したが、授業担当者のすべてに複数の教員をあてることができていない。したがって、それぞれ授業代替制が困難であるが、設置3年を継続した時点で、非常勤教師の活用等により学生に影響を与えないよう配慮をしながら教員の研究専念期間について設ける方向で、研究科委員会において検討中である。

### 8-5-3 補助職員

現在のところ、法科大学院管理のために事務長ほか2名の職員が配置されているが専任教員の教育上及び研究



上の職務を直接補助するための職員は配置されていない。そこで、外部資金を活用して教育資料の作成やコンピュータ管理のための要員(派遣職員)を置き、法科大学院係に隣接する情報・印刷兼保管室で職務を行っている。

法政資料室には、雑誌や資料の整備など法政資料室の実際の管理・運営を担当するスタッフ(パート職員)を配置している。

## II 特色ある取り組み・改善点など

本法務研究科は、学生数が少ない割には、専任教員数を厚く配置している。とくに、実務家教員数の割合も水準を上回っており、少人数教育の教育効果をあげることが期待できる。

本法務研究科は小規模校特有の問題であるとはいえ、学部(法学科)の授業負担もあり、専任教員の負担が大きく、支援職員の配置や、研究専念期間を設ける等の取り組みが必要である。

## 第9章 管理運営等

### I 基準ごとの分析

#### 9-1 管理運営の独自性

##### 9-1-1 独自の運営組織

本法務研究科は、本学大学院に置かれた7研究科の一つであり、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」専門職学位課程(静岡大学大学院規則第4条第4項)のうち、「専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする」法科大学院の課程(同条第5項)である。そして、この課程を修了した者には、法務博士(専門職)の学位が付与される(学位規程第5条の2)。

大学院には、その管理運営のため、研究科委員会が置くこととされ(静岡大学大学院規則第42条第1項)、これに基づき、本法務研究科には、「静岡大学大学院法務研究科委員会」(以下、「研究科委員会」という。)が置かれている(静岡大学大学院法務研究科委員会規則第1条)。そして、研究科には「科長」を置くこととされ(同規則第41条第1項)、研究科長は、「研究科委員会を招集し、その議長として研究科委員会を主宰する」(同委員会規則第1条)。

研究科委員会は、静岡大学大学院法務研究科に所属する専任の教授、准教授及び助教をもって構成し(同規則第2条第1項)、研究科に関する次の各号に掲げる事項を審議する(同委員会規則第3条)。

研究科の議事は、出席者の過半数の賛成により決し、可否同数の場合は、議長が決することを原則とする(同委員会規則第7条第1項)。

また、本法務研究科における個別事項を所掌するため、各種専門委員会が置かれ、日々の運営に十全を期している。

##### 9-1-2 適切な事務体制

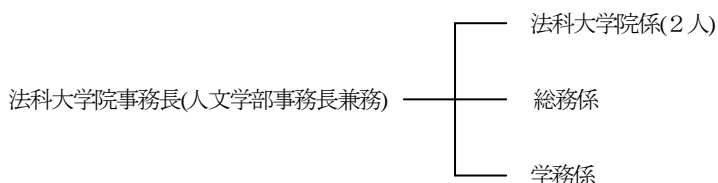
本法務研究科の管理運営を行うため、静岡大学人文学部事務部が組織され、庶務・人事・研究協力などに関する事務を所掌する総務係、教務・学生支援などに関する事務を所掌する学務係のほか、法科大学院係を置き係長及び専任職員1人が配置されている。

法科大学院係は、所属教員22名、収容定員90名の学生に対応するため、法科大学院の庶務に関すること、学生

の教務に関すること、学生の生活支援に関することなど、法科大学院全般の事務について、独立した事務室において、人文学部事務長の監督の下適切に対応している。

また、法科大学院の管理運営のために設置されている法務研究科委員会の庶務及び同委員会の下におかれる専門委員会その他関連会議等の事務整理に関して、事務長及び法科大学院係において的確に処理されている。

#### ○静岡大学法科大学院事務組織図



また、本法科大学院の管理運営の事務支援を十全に行うため、業務における日常的研修（OJT）を常に心がけるほか、毎週定期的に行う研究科長・副研究科長・主要専門委員会委員長による調整会議に、事務長及び係長が出席している。さらに、「静岡大学事務職員能力向上について（平成18年12月事務局長裁定）」により一般研修（職階別研修）、実務専門研修（分野別研修）、特別研修（分野共通研修）、自己啓発支援研修、その他の研修のそれぞれの各種研修を実施することにより、職員研修の活発化に努め、職員の能力の向上を図るよう努めている。

### 9-1-3 財政的基礎

本法務研究科は、静岡大学における一つの予算セグメントとして、運用されている。設置者である本学学長は、本法務研究科の教育活動等を適切に実施するため、年度当初予算編成の基本方針に基づいて予算編成を行い、教育経費、研究経費、一般管理費、教育研究支援経費など十分な経費を負担している。このほか、法曹養成教育に必要な教育基盤整備として、学長裁量経費に関して、法務研究科に配慮した配分が行われるなど、十分な財政基盤を有している。

本法務研究科が受け取る寄付金は、静岡大学法科大学院支援協会をとおして行われ、その収入は、法廷教室等の施設設置、奨学制度の創設など、法務研究科の教育活動等の維持及び向上を図るために使用できるよう、本法務研究科の固有の予算として執行されている。

予算配分に当たっては、担当理事に対して予算要求等が行われるなど、法務研究科の運営に係る財政上の事項について、本法務研究科の意見を聴取する機会が設けられている。また、学長裁量経費の要求に当たっても、本法務研究科の意見を聴取する機会が設けられている。

## 9-2 自己点検及び評価

### 9-2-1 自己点検・評価の結果の公表

平成17年4月、本法務研究科が発足して以来、法科大学院に係る設置計画の履行に努め、法曹養成に特化した教育機関としての目的及び社会的使命を達成するため、入学試験の状況、授業評価アンケートに基づく授業のあり方、学生の学業成績の状況と成績評価のあり方、成績評価基準のあり方、司法試験問題の検討と教育のあり方、さらにはカリキュラム改革など、本法務研究科における教育活動等の状況について、点検・分析し、それを改善に繋げるよう努力してきた。しかし、それらを、自己点検・評価として、まとまった形で、公表するまでには至

ってはいない。9-3で述べるように、本法学研究科における教育活動の状況や教育活動等に関する重要事項について、様々な媒体や機会を通じて、これを情報として提供するに留まっている。

ただ、9-2-4において記載するところであるが、外部評価機関としての運営諮問評価会議の第1回が、平成19年6月16日（土）に開催されたところであり、この評価・意見を踏まえ（その報告書が、6月末までに提出される予定）、懸案であった「静岡大学大学院年次報告書」を作成・公表することで準備をすすめている。その項目としては、①教育理念・目標、②教育上の組織、③教員組織、④収容定員及び在籍者数、⑤入学者選抜、⑥教育課程及び教育方法、⑦成績評価と課程の修了、⑧学費及び奨学金等の学生支援、⑨修了者の進路及び活動状況、⑩管理運営、⑪財政、⑫教育施設・設備等、⑬教員の研究活動などである。

### 9-2-2 自己点検・評価の実施体制

本法学研究科には、法科大学院の評価に関する事項を所掌する専門委員会として、評価専門委員会が置かれ、平成19年度は、委員長（平成17年度及び平成18年度の教務委員長）の他、研究科長及び4名の委員（総務委員長、入試委員長、教務委員長、学生委員長が兼務）から構成されている。

他方、「FDに関すること」が、教務専門委員会の所掌事項となっており、その具体的な事業として、授業評価アンケートが、各学期ごと、各授業において、中間アンケートと最終アンケートの2回、これが行われてきた。

本法学研究科においては、9-2-1において記載したとおり、教育活動に関わる諸課題、すなわち入学試験の状況、授業評価アンケートに基づく授業のあり方、学生の学業成績の状況と成績評価のあり方、成績評価基準のあり方、司法試験問題の検討と教育のあり方、さらにカリキュラム改革などは、専任教員の全員で構成されるFD全体会議において、検討されてきた。本法学研究科のように、専任教員が20名程度の組織にあつては、全員が問題意識を共有し、全体像を把握するには、これがもっとも効果的・効率的と考えているからである。

評価専門委員会は、これら、各種専門委員会、とくに教育活動に係る業務を所掌する教務専門委員会から提示される項目などを併せ、このFD全体会議に、検討項目・課題として、提案し、これを取り纏める役割を担ってきた。

### 9-2-3 教育活動等の改善の体制

評価専門委員会からの項目・検討課題に関し、専任教員の全員で構成されるFD全体会議において検討、審議され、その結果は、入試専門委員会、教務専門委員会、学生専門委員会、さらには総務専門委員会など所轄の専門委員会を通じて、又は個々の教員が教育活動等の改善を行う体制となっている。また、FD全体会議において諮られなくとも、所轄の専門委員会から研究科委員会に提案され、決定された事項もある。

これまで自己点検・評価等を踏まえ、改善された事項は、次のとおりである。

#### (1) 入試専門委員会関係

- ・入試問題を静岡大学（法学研究科）のホームページに掲載

#### (2) 教務専門委員会関係

- ・試験用紙をA4へ統一
- ・試験監督者・問題作成者の実施要項作成
- ・受験者心得の作成、学生便覧への掲載
- ・授業評価アンケートによる授業改善など

例：板書の方法、発声方法、早口や不明瞭な発声などの改善

盛りだくさんになりがちな授業内容の厳選化・重点化、授業の進行度

レジュメの内容を精査し、新判例・論点を追加など

レジュメに司法試験の択一試験問題を掲載

- ・成績分布一覧表の公表
  - ・成績評価に係る共通基準の策定と公表
  - ・出欠確認のためのカード方式の導入
  - ・欠席に係る届出方法の変更（担当教員から教務委員長のチェックへ）
- (3) 学生専門委員会関係
- ・安全保持の観点から、女子院生の夜間におけるバイク乗り入れ許可（許可3名）
  - ・学生意見提案箱の設置
- (4) 図書・情報処理専門委員会関係
- ・LL総合型法律情報システムの導入
  - ・院生談話室内の書棚の増設と図書の整備
- (5) 広報専門委員会関係
- ・ニューズレターに授業紹介の記事を掲載
  - ・ホームページにおける教員紹介に非常勤講師の紹介を追加
- (6) 総務専門委員会関係
- ・院生自習室におけるパソコンやプリンターの増設などの学習環境の整備

#### 9-2-4 静岡大学大学院法務研究科運営諮問評価会議

本法務研究科には、法科大学院の所在する地域の関係者、法曹関係者その他法科大学院に関し広くかつ高い見識を有する者7名以内の委員で組織する運営諮問評価会議を置いている。この運営諮問評価会議は、つぎに掲げる事項について、研究科長の諮問に応じて、審議し、必要な助言又は勧告を行うものである。

平成19年度の運営諮問評価会議委員は、弁護士職2名、司法書士職1名、労働界1名、教育界1名である。

平成19年6月16日（土）に、第1回の運営諮問評価会議が開催され、3名の委員が出席したが、その報告書は6月末日までに提出される予定である。

運営諮問評価会議では、教務委員長（恒川隆生）から授業・教務関係、総務委員長（中村和夫）から学生関係、入試委員長（根本 猛）から入試関係、研究科長（大江泰一郎）から施設・財政関係、さらに評価委員長（田中克志）から平成19年度年次報告書の公表についての説明がなされ、しかる後、委員からの質問、すなわち施設面での不測、司法試験合格の見込み、入学者の特性、財政支援、卒業後の学生支援、勤労者の就学可能性などに対して担当者が答えた。

今後の日程としては、年1回以上の開催をすることとし、年次報告書が作成された後の5月の連休明けの土曜日に定期的に開催することとし、次回は、予備評価との関係で、12月あたりでの開催をも考えることとした。会議終了後、各委員を法科大学院の法政資料室、法廷教室、院生自習室、院生談話室などの施設を案内した。

#### 9-3 情報の公表

以下のように、印刷物及び静岡大学ホームページ等を通じて、本法務研究科における教育活動等の状況に関する広報活動を行っている。

##### 1 志願者・受験者用『リーフレット』による情報提供

毎年、志願者・受験生を対象とするリーフレットを作成し（平成19年度は2,500部発行）、関係機関及び希望者に配布している。掲載事項は、つぎのとおりである。

『リーフレットの内容』

- ・静岡大学大学院法務研究科長あいさつ
- ・鼎談-教員と学生による>
- ・目指す法曹実務家
- ・開講授業科目の展開 ～静岡大学法科大学院の3年間～
- ・個性と情熱あふれる教授陣
- ・授業紹介
- ・平成20年度入学選抜の概要 過去の入試データ
- ・入学者選抜等に関するQ&A

## 2 各年度の『学生募集要項』による情報提供

### 3 『静岡大学法科大学院ニューズレター』による情報提供

半年に1回程度の割合で、平成19年5月には第3号の「静岡大学法科大学院ニューズレター」を発行し（2500部発行）、県内を始め、関係者、関係機関等に配布している。

本法務研究科での行事、シンポジウムなど教育・研究活動、新任教員の紹介、授業の紹介などを掲載し、本法務研究科の活動紹介に努めている。

### 4 静岡大学のホームページによる情報提供

静岡大学のホームページにある法務研究科（法科大学院）のホームページには、上記『リーフレット』記載の事項とほぼ同様のものを写真とともに掲載している。

#### 9-3-2 教育活動の公表

これまで、本法務研究科の教育活動等に関する重要事項を記載した特別の文書（又は冊子）をもって公表することはしていないが、『リーフレット』、『学生募集要項』、『静岡大学法科大学院ニューズレター』、そして『ホームページ』などにより、関連の情報を公表している。

#### 9-4 情報の保管

本法務研究科の設置準備に係る資料、平成17年4月1日からの、各期の試験問題、学生の答案、授業評価アンケートなど教育活動等に係る資料、情報などは、法科大学院及び所掌の専門委員会が調査、収集を行い、法科大学院系の印刷室及び保管室に保管している。

## II 特色ある取り組み・改善など

### 1 特色ある取り組み

発足が遅れたが、第三者による運営諮問評価会議を立ち上げ、定期的開催し、忌憚のない意見を本法務研究科の運営や教育・研究活動に反映させることができる。

### 2 改善を要する点

評価専門委員会の所掌であるが、自己点検・評価の結果は、これを整理し、法科大学院教育研究年報に掲載し、公表する計画となっていたが、現時点では実現していない。

教員の負担増等により教員自身の自己点検・評価作業や評価分析、そのフィードバック等の遅滞があり、これら教員の負担問題について根本的な検討をする必要がある。

平成19年6月16日（土）に開催された第1回の運営諮問評価会議委員会の報告書を踏まえ、『静岡大学法科大学院年次報告書』を作成・公表する。

## 第10章 施設、設備及び図書館等

### I 基準ごとの分析

#### 10-1 施設の整備

##### 10-1-1 教育施設の整備状況

本法務研究科には、次のような教室、演習室など施設が備えられ、本法科大学院において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができる環境が整備されている。

##### 1 法廷教室・演習室

本法務研究科が授業に使用する教室等は、法科大学院棟に近接する人文学部棟に設けられており、法廷教室（40名収容、108㎡）と演習室（30名収容、47㎡）を軸に、人文学部棟の他の教室も併用して授業を展開している。試験の場合には、さらに、120名規模の教室をも使用する。

本法務研究科の授業規模は、必修科目のうち講義形式の場合には30名～40名、演習形式の場合には15～18名、他方、選択科目においては、数名～20数名である。そこで、必修科目のうち講義形式の授業は、法廷教室、他方、少人数の選択科目や必修科目のうち演習形式の授業は、演習室を利用することを基本として、その他の教室利用は、人文学部の授業による教室利用との調整を行いつつ、支障なく実施している。

法廷教室は、合議法廷を模しており、傍聴席の部分（法廷教室の約半分のスペース、40名収容）を教室として利用する構造となっている。模擬裁判を映像で記録できるのみならず、授業をも映像で記録できる装置を設置し、プロジェクターが天井に備え付けられている。床にはパソコン用の電源コンセントを埋め込み、無線LANを通じて、附属図書館の判例データベース（LEX/DB）などにアクセスすることができる。

演習室は、30名規模であり、可動式の机を備え付けており、演習（対面式）にも、少人数の講義（スクール形式）にも対応できる構造となっている。天井からパソコン用の電源コンセントを吊し、法廷教室と同じく無線LANを備え付け、さらに、可動式のプロジェクター及び教材提示機器を常置するなどITを利用する教育に対応する設備を備えている。

その他、講義等に使用する人文学部棟の講義室3室にも無線LANを備え付けている。したがって、学生は、学生自習室と同じく、授業中、自習中を問わず、同じ環境にてネットワークへのアクセスができる。

なお、人文学部棟は、夜間（午後6時～）・土曜日・休日等には、施錠されるため、学生には、閉棟時間帯においても入棟ができるように人文学部A棟玄関の入棟用カードを貸与している。

##### 2 教員研究室

教員研究室は、法科大学院棟に近接する人文学部棟に配置し、実務家教員（弁護士）のうち、いわゆるみなし専任の3名については、共同研究室（通常の教員研究室2部屋分のスペース）となっていることを除くと、他の教員はすべて、個別の研究室が与えられており24時間利用が可能となっている。すべて学内LANを通じて附属図書館の判例データベース（LEX/DB）及びLLI総合型法律情報システムなどにアクセスすることができる。また、

人文学部5階には、法学科との共同の教員談話室も設けられ、学生との面談や簡単な打ち合わせなど、手軽に利用できるスペースとなっている。

ただ、法科大学院棟の2階に設けられていた教員共同研究室が学生自習室を増設するさい、これに転用されたため、学生との面談は、教員研究室にて行っている。

なお、非常勤講師については、人文学部A棟6階に、教員研究室と同規模の非常勤講師室を設けており、附属図書館へのアクセスができるパソコンとプリンターを設置し、授業の準備、学生との面談などの利用に供している。

### 3 院生自習室

院生自習室は、法科大学院棟の1階と2階に設けられ、38名収容が1室、45名収容が1室、16名収容が2室となっており、学生1人あたりの専有面積は2.3平方メートルである。すべての学生に貸与されるブース型の鍵付ロッカー付の学習机は、平成18年度末に、25席を増設した結果115席となっており、在籍学生は93名であるから、余裕がある。

院生自習室は空調完備の24時間利用可能である。もともと、法科大学院棟は、夜間（午後6時から）、土曜日・休日等には、玄関が施錠されるが、暗証番号と指紋認証により入棟ができるようにしてある。

院生自習室にも、無線LANを備え付けてあり、学習机上のパソコンから附属図書館のデータベース（LEX/DB）へのアクセスやLLI総合型法律情報システム等ができる。

また、法科大学院棟には、学生用に、1階に複写機及び10台の共用パソコン及び5台のプリンターを備え付けてある。

### 4 院生談話室

法科大学院棟の2階には、教員研究室2部屋相当の面積を有する院生談話室を置いている。議論や談笑、食事などの利用に供する。

ただ、平成18年度末から、ここに、雑誌のみならず、書架を増やして書籍を配置したため、テーブルスペースが減少している。

### 5 事務室

法科大学院棟の2階に、教員研究室と同じスペースの法科大学院事務室が設けられ、2名の職員が配置されている。この事務室に隣接して同じスペースの印刷室兼保管室がある。

### 6 施設管理

法科大学院棟及び上記の法廷教室、演習室などは、本法務研究科の専用スペースであり、法務研究科の管理下にある。

しかし、人文学部棟の5階にある法政資料室及び付置の閲覧室・法情報室は、人文学部法学科との共同管理のもとにあるが、その維持・管理については、本法務研究科の総務委員長、図書・情報処理委員と法学科の研究室委員とで構成する合同研究室委員会が、共同で所掌し、雑誌などの購入費用等法政資料室の維持・管理費用についても双方が負担している。

#### 10-2 設備及び機器の整備

本法務研究科の施設には、次のような教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施

するための設備及び機器が整備されている。

## 1 教員研究室

教員研究室のある人文学部棟には、学内LANが張り巡らされ、研究室のパソコンから法科大学院ネットワークへVPN接続をして、判例データベース（LEX/DB）やLLI総合型法律情報システムなどにアクセスすることができる。

## 2 法政資料室等

### (1) 法政資料室

法令判例室には、最高裁判所判例集（民事・刑事）、判例時報、判例タイムズなどの判例集・法令集が、その他の場所には、判例時報やジュリスト、法曹時報などの和雑誌、洋雑誌、大学の紀要等の蔵書が収められている。また、附属図書館へのアクセス専用パソコンが1台、教員・院生用の複写機1台、及び有料の複写機1台が設置されている。また、20席程度の閲覧室が隣接している。

### (2) 法情報室

法政資料室の廊下向かいにある法情報室には、パソコン7台とプリンタ1台、複合機1台がある。すべてのパソコンは学内ネットに接続しており、図書館や外部データベースへのアクセスが可能である。

## 3 教室等

### (1) 法廷教室

法廷教室には、模擬裁の様子を3方向から録画できるシステムが組み込まれ、天井にはプロジェクターが備え付けられている。傍聴席の部分は、教室としての転用が可能となっており、40席程度の机が置かれ、パソコンの電源が床に埋め込まれている。無線LANを通じて附属図書館にアクセスすることができる。

また、平成17年度・平成18年度形成支援プログラム（静岡大学-主幹校、新潟大学、北海学園大学の共同プロジェクト）により導入された双方向会議システムのサーバが設置されている。本装置は、独自に高速の光ネットワーク回線と接続されており、これを通じて、遠隔テレビ会議や遠隔授業が「多地点かつ双方向」で実施可能なシステムである。独自回線であるため、滑らかな画像と明瞭な音声によるやりとりが可能となっている。本システムを通じて、形成支援運営のための会議や、関係する講演会等のリアルタイム中継を行った。形成支援プロジェクト終了後の19年度以降は北海学園大学との間の遠隔授業実施にむけて打合わせや試験的な講演会中継等に用いている。また、本システムで用いている多地点双方向会議システムソフトウェアWarpVisionは少なくない法科大学院でも導入されており、汎用性をもったものとして活用できるものである。

### (2) 演習室

天井からパソコン用電源が吊り下げられ、無線LANを通じて附属図書館へのアクセスができるようになっている。

### (3) 120人教室

プロジェクターが天井に備え付けられ、無線LANを通じて、パソコンから附属図書館にアクセスすることができる。

## 4 院生自習室

電源の付いた各人の学習機のパソコンから無線LANを通じて附属図書館のデータベース（LEX/DB）やLLI総合型法律情報システムにアクセスすることができる環境としている。

## 5 法科大学院棟



建物内には、無線LANが張り巡らされ、学生談話室をはじめ、どこからでもパソコンを通じて、附属図書館等にアクセスすることができる。

共用のパソコンが5台、プリンターが2台、そして複写機が1台備え付けられている。

### 10-3 図書館の整備

本法務研究科には、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するため、次のような図書館関連施設を設けている。

#### 1 法政資料室等

本法務研究科の、判例集や雑誌などを蔵書する図書室が「法政資料室」である。この法政資料室は、人文学部法学科との共同管理のもと、法科大学院棟に近接する人文学部B棟5階にある。

法政資料室内にある法令判例室には、教育・研究及び学習に必要な最高裁判所判例集（民事・刑事）、判例時報、判例タイムズなど判例・法令集34タイトルが、その他の場所に、法律時報、ジュリスト、法曹時報など和雑誌202タイトル、洋雑誌65タイトル、大学の紀要等373タイトルの蔵書が収められている。専用複写機を利用して、複写ができる。

利用期間は、休日（土・日・祝）、春・夏・冬期の職員休暇を除く、毎日昼休み（12時30分～13時30分）を除く、9時から16時30分までである。

そして、本法務研究科及び法学科の教員は、法政資料室の夜間専用ドアの鍵をもっており、いわば24時間の利用が可能となっており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる環境にある。この法政資料室は、また、学生の勉学の利用にも供している。

教員は、上記の利用時間以外にも、夜間専用ドアの鍵を持っているため利用ができる。

法政資料室には、図書司書の資格はないが専任の職員が配置され、資料室案内、資料室の資料整理、管理など資料室業務をすべて取り仕切っている。

#### 2 法情報室

法政資料室には、付属図書館の蔵書検索（OPAC）用のパソコンを設置し、また、隣接する「法情報室」では、附属図書館へのアクセスとLL総合型法律情報システムの利用ができ、IT利用の研究・学習の利便を図っている。

法政資料室及び付置の閲覧室・法情報室は、人文学部法学科との共同管理のもとにあるが、その維持・管理については、本法務研究科の総務委員長、図書・情報処理委員と法学科の研究室委員とが組織する合同研究室委員会が共同で所掌し、雑誌などの購入費用等法政資料室の維持・管理費用についても双方が負担している。

#### 3 附属図書館

法政資料室には、判例集や法学及び政治学系の雑誌・紀要のみが酒架されており、図書類は、もっぱら附属図書館に所蔵されている。そこで、図書に関しては、附属図書館を利用することになる。

附属図書館（本館）の蔵書冊数は、平成18年3月31日現在、910,036万冊、うち社会科学系は、276,495冊である。

他方、附属図書館は、全学共用施設である。附属図書館には、附属図書館の重要事項を審議するため、静岡大学附属図書館委員会（以下「委員会」という）が置かれている。この委員会は、図書館の運営に関する事項、図書館の運営に関する諸規則の制定及び改廃、その他、図書館に関する重要事項を審議するものとされるが、その委員には、本法務研究科から教授が選出されており、附属図書館の管理に参画している。

そして、図書館の利用者として規定されている本法務研究科の教員及び学生は、教育・研究にその他の業務に支障なく使用することができる。

院生は、学部生と違い、書庫の利用も許され、所蔵図書の見学や探索など学習の便宜が図られている。

図書の貸出しを受けることのできる冊数及び期間は、次の表に掲げるとおりである。

附属図書館のレファレンス係では、利用案内、参考調査、情報検索サービス、学外への文献複写依頼・相互貸借依頼、他大学図書館への紹介状の発行、館内所蔵資料の複写などのサービスを受けることができる。

また、利用者用パソコンにより、OPACにより附属図書館の蔵書についてオンライン検索や判例データベース（LEX/DB）へのアクセスができ、複写機による文献のコピーも可能である。

#### 4 院生談話室内書籍コーナー

法政資料室の所蔵は、もっぱら判例集や雑誌であり、附属図書館は近接していないため、自習室に居ながら雑誌や図書類を参照できるように、法科大学院棟2階にある院生談話室の一角に、基本的な単行本及び判例集・法学系雑誌を備え付け、身近な図書・雑誌コーナーとして、学生の学習に供している。

備え付け雑誌は、最高裁判例集、判例時報、判例タイムズ、ジュリスト、受験新報、法学教室、ロースクール研究、法学セミナー、消費者ニュースである。また、所蔵図書は、約800冊である。これらの所蔵図書などは、貸し出しを認めていない。

判例集や雑誌は、継続的に購入しているが、図書については、図書・情報処理委員が学生の要望も入れながら、整備・充実に努めている。

なお、平成18年度末には、所蔵図書の充実のために書架を増設した。

## II 特色ある取り組み・改善点など

### 1 特色ある取り組み

法科大学院棟という独立の建物に学生自習室を整備し、すべての学生に固有のブース型の学習机を貸与し、空調完備の、しかも24時間対応という勉強環境を提供している。

また、法科大学院棟及び人文学部棟にある法廷教室、演習室、120人教室には、無線LANを設置し、パソコンを利用して、どこからでも附属図書館などのデータベースにアクセスすることができ、効率的な勉強に供していることである。

### 2 改善を要する点

#### (1) 図書館の整備

本法務研究科には、法科大学院棟に隣接する人文学部棟5階に、人文学部法学科との共同管理下にある法政資料室がある。教育、研究に十分な雑誌、判例集、大学の紀要などが収蔵されているが、書籍類は、附属図書館を利用しなければならない。いずれにしても法科大学院棟にあって、身近に図書などが利用できる体制にはなっていない。現在、暫定的に、法科大学院棟2階にある学生談話室に、基本的な判例集、法律雑誌、基本書を設置しているが、談話室が手狭になっている。

法科大学院棟に独立の図書室を整備することが課題である。

#### (2) 会議室などの整備

法科大学院棟2階には、発足当初、教員共同研究室が設けられていたが、平成18年度末に、院生自習室を増築するためにこのスペースを提供したことから、法科大学院棟から会議や学生との面談を行う専用の部屋がなくなり、不便になっている。

図書館や学生の共同学習室の整備をはじめ、施設の高機能化を図るならば、新棟の建設が望ましいことはいうまでもない。法科大学院、人文社会科学研究科臨床人間科学専攻、そして設置計画のある教育専門職大学院との教育内容の連携強化を図ることを意図した文系総合大学院教育棟の新築を平成19年度の施設整備費関係要求事業として提出している。

### (3)学生用共同研究室

法的なものの考え方を訓練するには、授業時間外での学生同士の議論が効果的である。しかし、そのための討論スペース（学生用共同研究室など）が少なく、今後設備面での充実を含めて、改善を要する点である